

目 次

令和7年6月19日（木曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	32
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	32
（総務建設常任委員会）	32
（教育民生常任委員会）	34
委員長報告に対する質疑	35
（総務建設常任委員会）	35
（教育民生常任委員会）	35
一般質問	35
6番（大野一行君）	36
4番（小川務君）	46
休憩（午前10時39分）	52
再開（午前10時50分）	53
11番（宮原隆昌君）	53
3番（森英樹君）	56
1番（岡本真澄君）	61
7番（鈴木美香君）	68
休憩（午前11時57分）	74
再開（午後 1時00分）	74
2番（石井亨君）	75
9番（福本耕太君）	83
討論、採決（議案第1号～議案第4号）	100
議員の派遣	102
閉会中の継続調査申出	102
閉会（午後 2時15分）	102

令和7年6月19日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（森 英樹君）
4 番（小川 務君）	5 番（井藤茂信君）	6 番（大野一行君）
7 番（鈴木美香君）	8 番（福本達雄君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（宮原隆昌君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（赤谷 淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）	書記（道下学）
--------------	---------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和7年6月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年6月19日（木曜日）午前9時30分開議

- 第1 付託議案についての審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第2 一般質問
- 第3 議案第1号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 令和7年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第3号 工事請負契約書の締結について
- 第6 議案第4号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第7 議員の派遣について
- 第8 閉会中の継続調査申出について

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算及び条例関係等の議案について、6 月 13 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、総務課の議案第 2 号の所管部分について、合併 70 周年記念事業は、記念式典及び記念行事に招請する講演者が決定したことにより、予算の組み替えを行うと説明がありました。

自治振興助成事業 190 万円は、大木戸自治会が自治会館に非常用発電機を整備するもので、コミュニティ助成金を充当するとの説明がありました。

次に、定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業 6154 万 5 千円は、昨年度、実施した調整給付で算定し直した結果、給付額に不足が生じた方に対して、差額を支給し、また、昨年度、定額減税の対象外で、かつ、低所得世帯向けの給付も受けていない方について、条件を満たす方に原則 4 万円を支給するとの説明がありました。

次に、消防団運営事業 23 万 2 千円は、旧豊島中学校グラウンドに、ドクター

への着陸前の散水に使用する消火栓用ホースとノズル等を購入するとの説明がありました。

続いて、議案第 1 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する、との説明がありました。

委員から定額減税補足給付金の電算委託業者の選定についての質問があり、従来から委託しているベンダーと随意契約を行うとの回答がありました。

次に、企画財政課より議案第 2 号の所管部分について、離島振興事業は、国の補助金額の確定に伴い、離島航路運営費補助金を 273 万 2 千円の増額補正としているとの説明がありました。

歳入では、今回の補正による特定財源を除いた一般財源所要額は、2980 万 9 千円の増額となっており、同額を前年度繰越金により調整しているとの説明がありました。

次に、議案第 4 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更については、事業について変更 1 件、新規計上 1 件にかかる計画変更の説明がありました。

次に、税務課より議案第 2 号の所管部分について、賦課徴収事務費 90 万 1 千円は、職員の病気休暇により、代替の会計年度任用職員を雇用する報酬及び旅費との説明がありました。

次に、建設課より議案第 3 号は、行者原住宅建設事業（後で訂正あり）B 棟新築（建築）工事の工事請負契約を締結するものである、との説明がありました。

次に、農林水産課より議案第 2 号の所管部分について、農業振興事業 199 万 8 千円は、農業を志す学生等を対象に受入れ農家の元で短期間の就農体験を行い、農作業を経験することで農業についての知見を深め、就農につなげていくため、県の交付金を活用し、実績のある中間事業者と業務委託契約を締結すると説明がありました。

唐櫃漁港海岸整備事業 278 万 7 千円は、事業費の精算により、令和 5 年度配分の国費を返還するものとのことです。

委員から「農業振興事業について実績のある事業者は何社程度あるのか、インターンシップで来る学生等の宿泊先や食事はどうなるのか」などの質問があり、これから委託事業者を選定していく中で、これまであったトラブル等について、聞き取り等を行い、ミスマッチが起らないよう進めていくとのことでした。

商工観光課より議案第 2 号の所管部分について、商工業振興費は香川県が実施する令和 7 年度地域活力向上のための市町村等総合交付金を活用した「職場

体験アンド UIJ ターンワーキングホリデー受入支援事業」に 400 万円、特定地域づくり事業協同組合の補助金 145 万円を計上しているとの説明がありました。

観光団体・イベント助成事業 1616 万 3 千円は、観光庁のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の採択を受け、小豆島観光協会を通じて、小豆島町と連携して実施する事業である。瀬戸内国際芸術祭事業は、豊島の受入れ体制強化のための看護師派遣費用 134 万 1 千円、持続可能な観光推進事業 550 万円は、地方創生 SDG s 課題解決モデル都市に選定されたことにより、内閣府が任命した専門家と連携して課題解決に取り組む費用であるとの説明がありました。また、これらの事業に対する歳入 1867 万 1 千円について説明がありました。

委員から、特定地域づくり事業協同組合について、評価制度の工夫や組合運用のスキームなどを報告するよう意見がありました。

以上、当委員会に付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

すみません。

1 点訂正させていただきます。

建設課の行者原住宅建替事業のところを誤って「建設」と言っていました。

正しくは行者原住宅建替事業となっております。

失礼いたしました。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本達雄君。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算の議案について、6 月 13 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より議案第 2 号の所管部分について、ALT（外国語指導）事業では、国の制度改正による ALT の報酬やアパートの仲介手数料、敷金・礼金などの 128 万 4 千円を計上するものと説明がありました。

教育振興費では、豊島小中学校が実施する「生活リズムでパワーUP 事業」の講師謝礼や消耗品費 15 万円の増額について説明がありました。

委員からは、ALT の報酬額の積算について質問があり、執行部からは 8 月か

ら 3 月までの報酬の不足分を計上していると説明がありました。

次に、生涯学習課より議案第 2 号の所管部分について、公民館維持管理費は、建物の経年劣化が進行している中央公民館の耐震診断を実施するための費用であるとの説明がありました。

委員より、価格の妥当性について質問があり、県の指導を受けながら適正な価格での契約に努めると説明がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第 2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

6 番 大野一行君。

○6 番（大野一行君）

6 番、大野です。質問いたします。

まず、観光行政について問います。

1 つ目、小豆島とのしょう観光協会が小豆島観光協会に統合された経緯と統合のための予算等について伺います。これは委員会でも報告はされておりますので、改めて本会議で伺いたいと思います。

2 番目、現在、一般社団法人 **setouchi** とのしょうに委託しているエンジェルロード売店の売り上げ収入金額は、土庄町財政に帰属するのか伺います。

3 番目、小豆島観光協会に統合した現時点でのメリット・デメリットについて評価と今後の方向性について伺います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

委員会等でもご説明させていただきましたが、包括的に小豆島の観光施策に取り組むことで、小豆島全体の観光・産業・文化の振興に寄与するため、令和 5 年 4 月に、一般社団法人小豆島とのしょう観光協会、小豆島町観光協議会、小豆島観光戦略会議が、一般社団法人小豆島観光協会に一本化されました。

それまでも、それぞれの団体が、それぞれの特色を生かしながら、小豆島の観光に寄与してきたわけですが、観光事業については、両町や関係団体が、町の垣根を越えて連携、協働して、一体となって取り組む方が効果的で、観光客にとっても望ましいとの意見が以前からあったところ、両町の町長の顔ぶれが変わったことも一つの契機となりまして、一本化に至ったものと認識しております。

なお、一本化のための費用負担は特にありませんが、一本化後の当協会の運営費につきましては、引き続き両町から負担金として支出しております。

それから 2 点目のご質問になりますが、一般社団法人 **setouchi** とのしょうには、エンジェルロード売店等の運営のほか、土庄町の観光 PR や町物産の販売促進、ふるさと納税業務等を委託しております。エンジェルロード売店等の運営には、案内業務、駐車場の警備、トイレの清掃、エンジェルロードの情報発信

なども含まれております。

売店の売り上げ収入につきましては、setouchi とのしょう自らが主体的に経営を行うよう、setouchi とのしょうの収入として計上することとしており、したがって町には直接帰属はしませんが、標準的な収入を勘案して委託料の算定をしておるところであります。

町としましては、setouchi とのしょう独自の取組みであるオリジナル商品の開発であったり、ソフトクリーム販売などが、売り上げの増加に貢献していると評価しているところであります。

なお、今年の 2 月から実施しているエンジェルロード第一駐車場有料化に伴う駐車場料金につきましては、町の収入としていることを申し添えます。

それから 3 番目のメリット・デメリットの方向性のご質問でございますが、観光協会統合のメリットとしましては、窓口が一本化されたことにより、情報の一元化や効率的な運営につながっております。また、統一された発信やプロモーション活動を通じて、統一したブランドイメージの構築にもつながっております。

さらには、両町間の連携が強化されることにより、さまざまな事業を小豆島全体で行うことができるようになっており、具体的には小豆島観光ビジョンの策定や、グリーン・デスティネーションズのシルバーアワード受賞などの成果が生まれ、また、そのことが、小豆島全体で実施する大きな事業への民間事業者の参入や補助金の採択につながるなど、行政や地域の垣根を越えた施策を実施していく上で、大いに役立っております。

デメリットにつきましては、現在までのところは、特段大きな問題は発生しておりません。

今後の方向性としてしましては、小豆島全体の観光戦略とも連動させながら、地域資源の掘り起こしやプロモーション活動との連携強化、新たな観光プログラムの創出など、多角的な施策と合わせて推進していく必要があります。「島は一つ」の共通認識のもとで「観光に消費される島ではなく、観光により持続できる島」を目指していく取組みを一層推進し、来る側も受け入れる側も、そして観光客も事業者も、みんなで地域に貢献していこう、そして地域の魅力を最大限に引き出しながら、小豆島が世界から選ばれる観光地、来てよかったと思われる観光地となるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

この今回の質問ですが、関連質問がたくさんありますので、それは 9 月議会

で質問したいと思っています。

1 点だけ、改めてわかればお聞きします。令和 5 年度 4 月に合併したときですね、最初の予算金額だけ、先ほどは、両町が負担をしてるということだけでしたので、この 1 点だけ金額、いくらでしたか、最初のわかればお願いします。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

setouchi とのしょう観光協会への委託料ということになりますと、令和 5 年度は 950 万余でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

わかりました。続きまして、時間の関係で、次の質問に移ります。

町営バスの現状について問います。

まず 1 つ目、四海バスについての経緯と予算等について伺います。お願いします。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

四海線に説明するに当たり、最初にバス路線全般のあらましを説明させていただきます。土庄町に関係するバス路線といたしましては、坂手線、福田線、田ノ浦映画村線、西浦線、中山線（こちら旧大鐸線です）、それから四海線の 6 路線があります。この 6 路線のうち、坂手線、福田線及び田ノ浦映画村線は、こちらは小豆島オリーブバス株式会社が運行いたします基幹的な路線として位置付けられており、西浦線、中山線それから四海線の 3 路線は、採算性が低い赤字路線であります。住民生活に必要な交通手段として、町がオリーブバスに委託して運行する路線との位置付けでありました。

そのような中、令和 6 年 4 月から国の働き方改革の一環といたしまして「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が適用され、バス運転手の労働時間の上限時間や休息时间等の基準、こちらが改められるとともに、同年 5 月にはオリーブバスに対しまして、高松労働基準監督署から時間外労働等に対する是正勧告及び改善措置の指導があったことなどから、同社の運転手不足はさらに深刻化するに至りました。

こうした状況に対応するため、小豆島地域公共交通協議会で協議いたしまし

た結果、今年の 4 月から、四海線につきましては、町直営での自家用有償旅客運送といたしまして、オリーブバスから切り離すことにより同社の負担を軽減した上で、運行を小豆島交通株式会社に委託して継続運行することになったところでございます。

予算の方につきましては、小豆島交通に対する運行委託料は 1702 万 2 千円でありまして、その内訳といたしまして、運行経費として 1268 万 5 千円、運行いたしますマイクロバスに IC カードリーダーを含む運賃箱や停車ボタン等を整備するための整備費として、433 万 7 千円となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

続きまして、土庄町内における四海地区以外の町営バス等の現状と今後の課題について伺います。

○議長（濱野良一君）

中村課長。

○企画財政課長（中村友幸君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

そのほかの町営バスといたしましては、企画財政課の所管では、豊島地区シャトルバスがございます。こちらは、豊島住民の生活及び来島者の足の確保といたしまして、運転手職員 2 名で家浦港から甲生集会所前区間、それから家浦港から唐櫃港区間の 2 路線を運行いたしております。住民の方々のみならず、観光客の方々に多くご利用いただいております。

今後の課題につきましてはですが、企画財政課からは、路線バスの課題としてお答えさせていただきます。

公共交通機関といたしまして、バス路線は不可欠であるとの認識のもと、バス事業会社の経営の安定化を図り、いかに持続的にバス路線を維持していくかが重要であるというふうに認識しております。そのため、まずは運転手不足解消への支援を含め、必要な支援を適時適切に行い、もって住民生活の足の確保・維持に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

その他の町営バス等としまして、健康福祉課の所管では、路線バスの空白地域である滝宮、見目空地・ナベワ、小馬越、笠滝において、高齢者等の島内医療機関への通院の便宜を図るため、福祉バスを運行しております。運行便数につきましては、土庄町中心部への上り便が午前 7 時台の 1 便、下り便が午前 11

時台と午後 1 時台の 2 便となっております。

利用実績は、令和 4 年度が 556 件、令和 5 年度が 523 件、令和 6 年度が 511 件と年々減少しているのが現状です。

また、大部地区においては、バスに乗りたくてもバス停が家から遠く利用ができないという声があったことから、今年の 3 月から、バス停までの移動が難しい方を、登録運転手が自宅から大部公民館前バス停まで送迎する「地域おたすけ送迎支援事業」を実施しております。対象者は、大部地区にお住いの 75 歳以上の方及び障害等により歩行が難しい方で、利用料は無料です。

事業を開始したばかりということもありまして、利用実績が少ない状況ですが、地域共助の促進や福祉交通施策の一つの方策として、本事業が地域に根付くよう、地域の皆さまにご理解、ご協力をいただきながら、利用者の拡大に向け、周知啓発を行い、事業の継続に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

さまざまな施策をしていることはわかりました。

土庄町といっても広うございまして、他の地域の人たちの気持ちとしては、やはりできるなら、私の地域もそうして欲しいと言う声が、実は上がっておりまして、そのための質問をしています。

町長に伺います。今後のこの今のさまざまな、制度、福祉バス、それから四海バス、形は変わっても、他の地域にも広げていこうとお考えになっているのかどうか、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の地域交通の取り巻く環境は、現時点でも大変厳しい状況でございます。今後さらに厳しくなることが、予想されます。そのようなことから、今後の地域交通のあり方については、福祉バス、地域おたすけ送迎事業、自家用有償旅客運送の今後のあり方、また、ライドシェアや自動運転バスの実証実験や先進地の事例の調査研究を進め、よりよい地域交通の環境を作っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

行政っていうのは、大変な仕事ですので、そう、一長一短にいかないのはよく理解はしております。

その前提で、できる限りある意味では、他の地域も公平にできるならです。予算の関係もありますけれども、そういうふうな形で、今後ともお願いを申し上げたいという意見を申し上げて、次の質問に入ります。

公共施設の耐震性について問います。中央公民館と東港にある港務所の2施設の耐震診断の進捗状況について伺います。この中央公民館については、委員会では報告がございまして、聞いてはおりますが、本会議で改めてお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 岡本高志君。

○生涯学習課長（岡本高志君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館の耐震診断につきましては、本議会において耐震診断委託料の予算案を提出させていただいております。

中央公民館は、昭和 57 年度に建築され、新耐震基準に基づいて建設された施設です。しかしながら、建築から 42 年が経過し、外壁の爆裂など、建物の経年劣化が進行しています。加えて、電源、照明など設備の老朽化も相当程度進んでおり、ニーズに応じ切れなくなっております。

こうした状況から、利用される皆さまの安全確保と、中央公民館の長寿命化の方策等を検討するため、まずは耐震診断を実施したいと考えております。

今後とも、町民の皆さまが安心して利用できる施設となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

確かに中央公民館は、普段から多くの町民の皆さんが使ってますので、最優先課題であろうというふうに思います。お願いをしたいと思います。

続きまして、東港にある港務所の耐震診断についての進捗状況を伺います。これは私が以前から質問をしていますので、改めてこの 6 月議会で質問いたします。

○議長（濱野良一君）

建設課長 赤谷淳君。

○建設課長（赤谷淳君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

建設課所管の土庄東港港務所につきましては、昭和 45 年に旧耐震基準に基づ

いて建設された鉄骨造の建物で、すでに 55 年が経過しております。

今年度、耐震予備調査を実施し、建物の主要材の損傷や変形、経年劣化、被災歴等を調査したうえで、今後の対応について検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

この港務所、今喫茶店の形ですけど、今の課長の答弁によりますと、半歩、1 歩前進かなというふうに評価をいたしますが、関連質問は、また 9 月にしたいと思います。

続きまして、三枝前町長が誘致したやさい工場について問います。

まず、過去の委員会、議会で質問してまいりましたので検証のためにその後の推移と現状を伺います。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

小豆島やさい工房につきましては、令和 5 年 12 月議会にてそれまでの経緯等をお答えしておりますので、令和 5 年度以降の取組と現状についてお答えいたします。

令和 5 年度の取組としましては、小豆島やさい工房の使用を希望する事業者を土庄町ホームページにて令和 5 年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで公募いたしましたが、応募はございませんでした。

また、令和 6 年度以降につきましては、令和 6 年 5 月 24 日から土庄町ホームページにて現在も継続して公募中でございます。

これまでの間、お問い合わせいただいた事業者は、5 者ございましたが、使用には至っておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

この、やさい工場の閉鎖した後の、その後の土庄町の予算執行の状況を伺いたしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

塩見課長。

○農林水産課長（塩見康夫君）

大野議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

小豆島やさい工房は、令和 3 年 3 月 31 日にカトーレック株式会社が撤退しておりますので、令和 3 年度以降の予算執行状況についてお答えいたします。

令和 3 年度は、消耗品費として 68 万 7170 円を支出しております。また、令和 4 年度は、職員の県内旅費として 6460 円を支出しております。令和 5 年度以降の予算執行はございません。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

このやさい工場ですが、先ほど冒頭申し上げましたけれども、前三枝町長の、誘致をした件ですけれども、これからどうなされるのか、どうするのか、どう考えておられるのか、最高責任者の町長に伺います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

やさい工場を今後どのようにということですが、町といたしましては、引き続き公募を継続してまいりたいと思っております。

また、本町と連携関係にある大学等にも働きかけを行うなど、この施設の利用について、あらゆる可能性を探ってまいりたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

このやさい工場は、随分時間が経っておりまして、いくら少数金額といえども、ある意味無駄な金額になるのかなという感じはあります。引き続き検証のために、今後も質問をしたいと思います。

続きまして、子ども食堂について伺います。

すみません、まず、子ども食堂に対して土庄町からの助成金について伺います。この助成金は、以前に鈴木議員が質問されてから、多分助成金がなされているというふうに思います。お願いします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町では、令和 6 年度から、子ども食堂を実施している、一般社団法人 小豆島子ども・若者支援機構に対して、年間 12 万円の補助を行っています。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

年間 12 万円ということですので、1 カ月 1 万円ですね。

私の資料によりますと、子ども食堂で、2024 年度 4 月の利用者が、子どもが 66 人、大人が 130 人。2025 年 4 月利用者が、子どもが 51 名、大人が 130 名。宅食、つまり家庭に配達するのが、子ども 50 食、大人 46 食でございます。

ちょっとびっくりしたのが、これだけ大変なしんどい方が土庄町民の中にもおられます。頑張っておられますけれども、やはり、こういう子ども食堂に頼らざるを得ない、いう現状がここに垣間見えます。このことについて、課長の感じられている気持ちを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

小豆島子ども・若者支援機構が、子ども・若者の居場所づくりにご尽力いただいていることにつきましては、大変ありがたく思っております。また、物価高の中での食事の提供にはご苦労あるものと推察しており、さまざまな工夫をこらしながら事業に取り組んでいらっしゃることを思っております。

土庄町からの補助につきましては、それまで利用していた助成金が終了するということで、同団体からのご相談を受け、令和 6 年度から補助を開始したものでございます。支援の拡充については、利用実績や今後の事業計画等も十分に精査しながら、同団体に対し同額の補助を実施している小豆島町とも協議の上、検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

ありがとうございました。

ちなみに参考にもう 1 点申し上げますと、2024 年度、子育て支援団体部門で、香川県から応援団体賞をもらっています。それから、2025 年、食育活動部門で、たぶんこれ全国だと思うんですが、大賞を受賞しています。

現場で聞きますと、この宅配、宅食ですが、せめてこれも有料にしたいと。宅食、家で食べる弁当ですね、実はこれも無料なんです。

町長に伺います。最高責任者として、私思うのは、もっと人に予算をかけるべきではないですか。先ほど課長から、小豆島町と相談をしてということですが、それぞれの行政の違いがあります。例えば、小豆島町は、給食費はタダで

す。そういう意味では、土庄独自に、人として、行政のトップとして、もう少し予算を増やすべきじゃないですか。

1 万ですよ、これ。月にたった 1 万、補助金と言えませんよ。

もう一度伺います。人としてどうなのか、行政のトップとしてどうなのか、この 2 点伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

この子ども食堂についての助成金ですけれども、先ほど課長も申したとおり、利用実績は、先ほど大野議員の方からお伺いいたしました。ただですね、その利用者のことについて、どのような方が利用されているかどうかとか、他市町の事例を見てみますと、私どもの定めている基準に比べれば、本当に基準が厳しく設けてやられており、それが行政が補助する理由としての見解だと思っております。

そのようなところで、何度も申しますが、利用実績を含めた利用者の内容とか、どのような形で出されているかというところを、もう一度精査いたしまして、課内会議、また庁内会議、それから小豆島町との話し合いの上で、補助金額等を定めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

誠に申し訳ないんですが、行政のトップとしてはそれで私も理解します。わかっておりますけれども、もう 1 点、人としてどう思うか、この現状をお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

時間止めてください。

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

私的な意見というのは、私町長をさせていただいておりますので、トップとしての意見というふうにとらえられる可能性がございますので、このような公の場で私的な発言は控えさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

立場はよくわかります。しかしながら、この議事運営してるのも人なんです。まず、人が優先なんですよね、私の考え方。で、誤解はありません。私、最初に申し上げたように、行政として理解できますと、答弁は。人としてどうなんですか、これ何ら不思議はないと思うんですが、あまり固執しませんが、いかがですか、町長。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほど申したとおりでございます。

私が発言すると、町長としての意見として独り歩きしますので、このような場での答弁は控えさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

わかりました。ですが、この今の課長とのやりとりの中で、月 1 万円の補助金というのは、誠に、ないよりましという変な言い方ですけど、考えていただきたい。本当に。そういう意味では、行政人であるけれども、1 人の人間でもあるわけですよ。そのことを申し上げて、お願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

4 番 小川務君。

○4 番（小川務君）

それでは、私の方から 6 月定例会の一般質問を 1 点させていただきます。

本日は、火葬後に残る残骨灰に含まれる有価金属、金・銀・パラジウム等の取扱いについて、町の現段階での認識や、今後の可能性についてお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

残骨灰とは、ご遺体などを火葬した後に、火葬炉内に残る灰や、破片のことです。火葬が終わった後、ご遺族の方たちが収骨、つまりは、お骨を拾いますが、その際に拾いきれなかった骨の欠片や細かい灰などが相当いたします。

この残骨灰の中には、人工関節、治療をした歯、ペースメーカーなどに使われた金・銀・パラジウムなどの貴金属が含まれていることがあります。近年、これらの有用な金属を有効活用する自治体が増えています。

日本経済新聞の昨年の記事に、全国の政令市や県庁所在地などに対して、残骨灰の活用について、調査したとの記事がありました。それによると、調査対象の 88 都市のうち 48%にあたる 42 都市が残骨灰を売却して収入を得たと回答したとのことでした。具体的な活用手段として、専門業者に残骨灰の処理や分別を委託し、取り出された有価金属を自治体が競売などで換金した上で、雑収入に繰り入れる方法や、有価金属の抽出を前提として、残骨灰そのものを売り払うという方法があります。こうした取り組みは、自治体の財政に貢献するだけではなく、貴重な金属資源のリサイクルにもつながり環境保全の観点からも意義があります。

ただし、ご遺族の感情や宗教的な配慮が求められることは言うまでもありません。町民の皆さんにご理解をいただき、慎重な運用が必要であります。

そこで 1 つ目の質問に入らせていただきます。

残骨灰の活用方法につきましては、令和 4 年 10 月の決算特別委員会の中でも、町の活用にはできないかという声が上がりました。このときは、遺骨の所有権の問題もあり、今後検討させていただくとの回答がありました。

あれから 2 年半以上経過しておりますが、ほかの自治体の事例につきまして、調査研究は進んでおりますでしょうか。調査の進捗状況等について、ご答弁いただき、本町において参考になる事例がございましたらご紹介ください。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

令和 5 年度に県内の市町の状況を確認しましたところ、残骨灰に含まれる有価物を売却している事例はありませんでした。また聞き取りを行う中で、元々故人に属する物であること、遺族の方の感情への配慮等の理由もあり、有価物を自主財源にすることは行っていないとの意見が大勢であったことから、それ以上の調査は行っておりません。

残骨灰の所有権につきましては、墓地埋葬法には残骨灰の取り扱いに関する規定がありませんが、遺族の収骨後の所有権については、自治体に渡ることが通例とされております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい、ありがとうございます。

香川県内では導入自治体はないということで、はい。わかりました。

四国 4 県では、愛媛県今治市、新居浜市、徳島県の徳島市、高知県高知市な

どで実施済みであります。

実際に取り組んでいる自治体の中でも、京都市では、神社仏閣が多いという地域事情を反映しておりまして、ホームページにおいて活用の背景や目的、年間の売却実績について、詳しく報告されております。それによりますと、宗教的感情と、亡くなった方への尊厳の対象として、丁寧に取り扱うため、残骨灰は斎場敷地内の専用施設に収蔵していますが、その施設の受け入れがいっぱいになりつつあるということで、長寿命化のために、残骨灰を減らす取り組みを2021年度から行っており、その一環で有価金属の利用に取り組まれているとのこと。2023年10月から翌年9月の1年間では、金はおおよそ9600g売却して、1億5千万円超の収益を上げたほか、銀・パラジウム・プラチナなども売却し、年間の総売却額は約2億円にも上ったこと（程）です。

売却益は、斎場の利用環境の向上や施設機械の修繕改修の財源に充てているとのこと、これまでに駐車場のトイレ増築工事に活用されたそうです。

また、同じ京都府の福知山市では、3100kgの残骨灰から金100g、銀278g、パラジウム95g、プラチナ3gが獲られ173万円の売却益を獲たとのこと。

ただ、本町は大都市とは人口規模が全く異なりますし、さらには離島という隔絶された地理条件などの固有の事情に留意しながら検討する必要があると考えております。

それでは次の質問で、火葬に関する現状について質問をさせていただきます。見目にあります、土庄町斎場の築年数と維持費、年間どれくらいの量の残骨灰が発生しておりますでしょうか。

また、収骨には頭蓋骨や喉仏など、主要な骨のみを拾い上げる部分収骨と、すべての骨を骨つぼに収める全収骨とがありますが、本町においてはどちらが多いでしょうか。

また、仮に全収骨を希望した場合は、対応していただけますでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

現土庄町斎場は、昭和59年の竣工で、現在41年が経過しております。

斎場運営に係る経費は、運営委託料、燃料費、消耗品費、設備補修等で、令和4年度実績で約1530万円、令和5年度実績で約1320万円、令和6年度実績で約1230万円でございます。

また、過去3年間の残骨灰の量につきましては、令和4年度が930kg、5年度1,092kg、6年度1412kgでございました。

次に、収骨方法につきましては、土庄町では部分収骨が殆どであります、年に数回、全収骨を依頼される事例もあります。火葬方法等に変わりはありませんので、全収骨への対応も可能であります、全収骨になりますとお骨の大きさが全然違いますので、そういったものを用意していただく必要はあります。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

昭和 59 年建築なんで新耐震の基準で満たしているってことで、築年数 41 年経過ということになります。

利用者数、運営費ですね、令和 4 年が 1530 万、令和 5 年が 1320、令和 6 年が 1230、件数は、金額的には下がっているんですけども、何か違いはなぜ出てくるのか、そこをちょっと 1 点、教えていただけますか。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

令和 4 年度、5 年度、6 年度の運営費用につきましては、その中に炉の改修工事とかも入っている、この何ていうんですかね、残骨灰の量とは多少比例しないところはございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

わかりました。費用がね、下がっているのに量は、残骨灰の量は増えているということで、建物ないし炉の方の負担はかかっているのかなとは思いますが。

それで、火葬炉の建て替えなんですけども、改修工事って国の対象外と認識してるんですけども、この町の自主財源で対応しなければならないと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

再質問にお答えします。

小川議員がおっしゃる通りで、斎場の建設、建て替えに関しての国庫補助等はございません。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

では次の質問で、残骨灰なんですけども現在どのような処理をしておりますでしょうか。自前で埋葬しているのか、業者に処理を委託しているのか、また売り払っているのか。教えてください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

残骨灰につきましては、年に1回、委託業者によって引き取られ、お寺、供養施設等で供養後、再度の焼却をもって最終処分としております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

専門業者で、適切に委託してるということなんで問題はないと思うんですけども、六価クロムとかダイオキシン等とか有害物質も含まれるので、今後も適正な処理を継続していただければと思います。

それでは、次の質問に当たりますが、導入に際しなんですけども、他の市町の事例で有価物を売却して、自主財源にしているところもあると聞きます。

私個人の考えであります、やはり京都市のように、斎場の整備や改修の財源にするのは適切ではないかと思えます。もし収益が発生した場合、どのような使い道が想定されておりますでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

まだ、町として十分に検討しておりませんので、お答えしかねますが、全国の例を見ますと、斎場の運営に充てている事例がございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

ありがとうございます。先日、斎場を見に行ったときにも、廊下の壁のクロスが剥がれていたり、41年経過していることで、今後も爆裂等なってくるのかなと思いますので、私もそういったものに使われるのが適切ではないかなと思います。

また斎場は、大切なご家族とお別れする最後の時間を過ごす場所ですので、清潔感のある綺麗な施設がやっぱり大切なんではないかなと思います。

それでは最後の質問になります。

令和 4 年の 10 月の決算特別委員会のときは、遺骨の所有権の問題がある旨、町側より回答があったと記憶しております。ちなみに残骨灰の所有権については、火葬場管理の所有とする判例が 1910 年と 1939 年に、現在の最高裁判所に相当する大審院から出されております。

土庄町斎場の設置及び管理に関する条例におきまして、指定時刻までに遺骨の収骨をしないときは、町長がこれを処理することができる。この場合において、使用者または遺族は異議を申し立てることができないとあります。これを考えると、法的問題はクリアしているのではないのかと考えます。

その上で伺います。導入にあたり、現状考えられる技術的、法的問題はありますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

残骨灰に含まれる有価物の売却におきましては、残骨灰の保管方法、有価物の取り出し方法、有価物の選別とその売却方法などについて、土庄町の事情に沿いながら研究していく必要があるとともに、法解釈上の再確認及び整理のほか、遺族の方々の同意や感情への配慮など、さまざまな観点から、慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

ありがとうございます。技術的、法的問題がなければ大丈夫とは考えておりません。

これまでいろいろと質問させていただきましたが、忘れてはならないのは、亡くなられた方々への尊厳や遺族感情に十分配慮する必要があることは言うまでもありません。

多くの自治体は、売却についての周知は十分行われていないのが現状です。読売新聞オンラインの記事によりますと、厚生労働省が 2023 年に全国の火葬場を対象に調査を行ったものでは、残骨灰の処理方法を住民に説明をしていないと答えた施設が 82%に上ったそうです。ある自治体の調査では、9 割の住民が取り組みについて知らないと答えたそうです。産経新聞の別の記事でも、浄土真宗の関係者のコメントとして、遺骨という大切なものであるからこそ、宗教界や専門的知見を持つ人が入って、議論をすべきではないかという指摘が掲載されておりました。

そこで最後になります。本町での同様の取り組みをした場合、どの程度の収益が見込まれますでしょうか。また、費用対効果の観点から導入する価値はありとお考えでありますでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

お答えします。

本町で実施した場合に見込まれる収益につきましては、有価物の種類や量についてのデータを持ち合わせておらず、算定は今のところは出来かねます。

導入につきましては、先ほど申し上げましたように、慎重に検討していく必要があると考えておりますが、まずは、導入している先行自治体の事例調査等から行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

ありがとうございます。我が国では、団塊世代が後期高齢者となっております。2040 年頃には、年間死亡者数が 170 万人を超えると予想されております。死亡者数が急増する多死社会がすぐそこまで迫る中、残骨灰に含まれる有価金属を活用することは、ごく自然な時代の流れだと言えます。

また、近い将来の発生が現実視されている南海トラフ地震等の大規模災害に向けて、施設の修繕、改修は必須の事案であります。

とはいえ、何分デリケートな問題です。死者の尊厳を守り、町民に寄り添って議論を進めた上で、透明性を高めて活用策を検討することをお願いいたします。

事業の実施にあたっては、事前にホームページ、広報とんしょう等で周知を行う、あるいは、斎場の施設内の周知文書の掲示板を通じて、町民の方々に、この取り組みについてご説明をした上で実施をしていただきたいと思いますと考えております。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 10 時 50 分を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 39 分

再 開 午前 10 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

11 番 宮原隆昌君。

○11 番（宮原隆昌君）

11 番宮原です。

小瀬の重岩の安全対策について質問いたします。

土庄町の代表する観光スポットである小瀬の重岩は、平日でも多くの観光客が訪れています。アニメ「からかい上手の高木さん」の舞台やテレビ CM などの影響が考えられますが、訪れた方が瀬戸内海の絶景や神秘の大岩に感動して、SNS 等でアップしている記事が多く見られます。土庄町、そして小豆島観光協会でも、ホームページや、観光パンフレットにて重岩の魅力を発信しておりますが、現在の重岩参道は大変危険な状態にあります。小瀬自治会が管理している重岩不動さんまでは、階段と手すりや設備が整備されておりますが、そこから重岩までの一部の参道は深く侵食され、安全対策の鎖の支柱はぐらぐらです。さらに、フェリーからよく見えますが、頂上北西側の碎石跡は石を切ったように滑落し、通り道から 1.5m 横は、垂直な高さ 10m 以上の断崖になっており、さらなる崖の滑落の心配や、もし観光客が鎖の外に出て落ちたら大怪我では済

まないという大変危険な状態です。

過去、安全対策として鎖等を設置した経緯がありますが、持続可能な観光地としての小豆島に重大な事故が起これば、観光のイメージダウンになりかねないと考えます。

それでは最初の質問です。年間何人の観光客が重岩を訪れておりますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

年間何人の観光客ということでございますが、環境省の調べによりますと、2023年5月から2024年5月までの1年間に、約3万3000人ほど伺っております。これ観光客だけじゃなくてですね、地元の方や、参拝者なども含まれるものというふうに推察されます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○11番（宮原隆昌君）

ありがとうございます。課長の答弁のように令和5年5月8日から、去年の令和6年5月7日までの1年間、これ重岩周辺の瀬戸内海国立公園の指定の検討のために、今言われた環境省四国事務所 国立公園課が中腹にセンサーを設置しまして、正確な人数を数えております。1年間で3万3561人、1日平均約100人が来ているような勘定になります。多いときには1日600人の日もあったようでございます。

それでは次の質問です。地元自治会等から安全対策等の要望はあったでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、宮原議員のご質問にお答えいたします。

地元からの要望書としましては、まず、令和元年に地元自治会から参道と、あと町道の側溝の蓋掛け、また車の対処の拡幅などの要望がございました。それから令和7年には、同じく地元自治会の方から、参道入口から駐車場までの信号機の設置の要望がきております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○11番（宮原隆昌君）

まれます。戸形地区活性化協議会もできておりますので、対応策を早めに相談していただければと思います。

以上、安心安全な観光地を願いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

3 番 森英樹君。

○3 番（森英樹君）

3 番森です。

今回の一般質問では、わが町が友好都市縁組している自治体との関係性と今後の展望について質問したいと思います。

本町は、これまで複数の国内自治体と姉妹縁組、友好都市関係を結び、教育交流、観光振興、文化事業などの分野で連携を図ってきたところでございます。

しかし、新型コロナウイルスの影響や自治体間の意識の変化により、近年一部の縁組自治体との交流で、停滞や中断が見られます。

一方で、人口減少や、地域資源の活用が課題となる中、こうした縁組関係を戦略的に生かすことは、今後重要になってくるんじゃないかと考えております。

そこで、現在の縁組状況、交流の実態、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

まず、質問の 1 ですが、友好縁組自治体数について、まず、町が国内で縁組を結んでいる自治体など、何カ所ありますでしょうか。お答え願います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

現在、土庄町が友好都市縁組などを結んでいるのは 5 自治体でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

いま課長おっしゃってた 5 自治体の直近 5 年間の交流実績等を教えていただきたいんですけども。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員の再質問にお答えいたします。5 つの自治体でございますけど、「歴史友好都市」といたしまして昭和 60 年 4 月 7 日に岡山県津山市、「友好都市」と

いたしまして平成7年7月1日に富山県南砺市旧の井波町でございます。「ふれあい交流」といたしまして平成19年7月28日に大阪市浪速区、「友好公園」といたしまして平成22年10月10日に大坂城残石記念公園と愛宕公園青森県の野辺地町でございます。「友好交流」といたしまして平成29年7月28日に長崎県雲仙市、と協定等を締結しておる状況でございます。

先ほどの経緯、活動状況等につきましては、津山市、野辺地町につきましては生涯学習課より、南砺市は教育総務課より、浪速区、雲仙市は商工観光課より順次ですね、ご説明させていただきます。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 岡本高志君。

○生涯学習課長（岡本高志君）

森議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習課からの方は、津山市及び青森県野辺地町愛宕公園との交流状況について、お答えさせていただきます。

歴史友好都市である津山市との交流につきましては、スポーツ少年団を対象とした交流となり、具体的には、毎年お互いに町にスポーツ少年団の子どもや指導者などを招き、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、お互いの友情を深めるとともに、スポーツ少年団のさらなる充実、発展を図ることを目的として、交流を行っております。令和2年度から4年度までは、コロナ禍により、交流が中止となり、5年度から再開をいたしましたが、昨年度は、土庄町側の参加児童数が目標数に達せず、再び中止となってしまいました。しかしながら、今年度は8月に津山市からのスポーツ少年団をお迎えすべく、準備を進めているところでございます。

次に、野辺地町、愛宕公園につきましては、小海の残念石の一部が、愛宕公園の石段などに使われていたことが判明したことから、友好公園の縁組に至ったもので、交流活動としましては、野辺地町で開催されるイベントでの物産展のために、同町側からの要請に基づきまして、土庄町の特産品を送付しております。令和2年度から4年度までは、コロナ禍により中止をしておりましたが、5年度から再度要請があり、残石公園から特産品を送付しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

森議員のご質問にお答えいたします。

教育総務課からは、富山県南砺市との交流状況につきまして、お答えをいたします。

南砺市とは、合併により南砺市が誕生する前の井波町との間で、東洋紡績の

工場がお互いに立地するご縁から交流が始まり、平成 2 年以降、夏に南砺市の子どもたちが土庄町を訪問し、小豆島まつりへの参加やホームステイを行い、冬の時期には、土庄町の子どもたちが南砺市を訪問し、ホームステイをしてスキーを楽しむなどしておりました。しかしながら、平成 25 年以降、参加児童の激減によりまして、双方協議の上、事業を休止するに至っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、商工観光課からは、大阪市浪速区及び長崎県雲仙市につきまして、お答えいたします。

平成 19 年に浪速区の「なにわの日」制定を契機に、土庄町と浪速区の間でふれあい交流提携が締結されました。この提携は、両地域の自然、観光、流通、教育など、さまざまな分野での交流を通じて人々が交流し、活気とにぎわいをつくり出すことを目指しております。土庄町から浪速区に運ばれた大阪城の残念石を用いた坪庭整備事業が、この提携のきっかけの一つで、ふれあい交流提携に基づき、毎年、浪速区のイベントに土庄町が PR ブースを出展しており、また、平成 29 年には交流 10 周年を記念して、浪速公園に石の絵手紙を 2 基設置するなど、両地域の交流を続けております。

雲仙市につきましては、寛永 14 年の島原の乱で、壊滅状態になったとされる島原半島南西部の旧串山村、現雲仙市南串山町でございますが、小豆島から人々が移住したことを機に、両市長はこれまで交流を進めてきました。こうした歴史的つながり、きずなを次世代につなぐため、平成 29 年 7 月、両市町間で友好交流協定を締結いたしました。雲仙市からは、11 月に開催されます、ふれとぴあフェアに毎年特産品ブースを出展しております。また、12 月には、雲仙市産業まつりに毎年土庄町が PR ブースを出展し、雲仙市の小豆島望郷化保存会などとともに、連携して、土庄町の特産品などの PR を実施、交流を深めているところです。また昨年度は、産業まつりのほか、雲仙市の特定地域づくり事業協同組合への行政視察を行うなど、定例の交流外でも親交を深めております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

所管担当からのそれぞれの説明をいただいたわけでございますけれども、何点かお伺いしたいと思います。

まず、井波町の交流の件でございますけれども、活動停止に至った大きな要

因として、相手側の合併が大きな要因であると思うんですけども、その井波町が周辺の地域と合併して、南砺市になったということで、今の井波町が南砺市の中でどれぐらいの位置付けいうんですか。どことどれだけ合併して、どういう感じになったとか、ちょっとわかる範囲で結構でございますので、教えてくださいませんか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

森議員の再質問、お答えいたします。

井波町ですが、かつて富山県にあった町ですが 2004 年、平成 16 年 11 月 1 日に、井波町を含む 8 自治体 8 町村が合併して南砺市が発足しております。

当時の人口は、南砺市全体で言いますと 5 万 9230 人。こちらが、現在 5 月末の人口ですと、4 万 5604 人となっております。その中で、井波町の人口が、5 月末時点では、7561 人ということで、全体比率で言いますと、16.58%の規模でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

ありがとうございました。合併した相手先がですね、それぞれに姉妹提携縁組なんか結んでる場合はですね、なかなかそれをすべて続けていくというのは難しいかと思えます。そういった中で今回、土庄町との姉妹縁組がちょっと中断というふうになってると理解しております。それでよろしいですね。

あと 1 点、お伺いしたいと思います。津山市の交流でございますけれども、先ほどあちらの方に交流に行くのに生徒がかなり減ってきておると。参加人数が。これスポーツ団の減少とかいうような影響があるわけでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

森議員の再質問にお答えいたします。

スポーツ少年団の減少の影響についてでございますが、議員がおっしゃられますとおり、少子化に伴うスポーツ少年団の加入団員の減少とですね、あと社会的環境の変化に伴います参加者の減少という課題がございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

生徒数の減少、またスポーツ少年団への加入、というようなところかと思い

ますけれども、こちらから行かずに今年度来られるということなんですけれども、行く場合もぜひ行かないかんということで、生徒に負担がかからないような形で、交流を行っていただきたいのと、あと行かない場合にコロナ禍を契機でオンライン交流等やってるということをいろいろとニュースで伺ったりするんですけども、そういった交流は考えたりはしないんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

森議員の再質問にお答えいたします。

交流活動につきましては、現在の交流活動の方を続けていくような形で、今現在考えております。それと令和2年度からですね、4年度のとくにコロナ禍によりまして中止となったときにですね、オンライン交流等についても、検討はしたんですが、コロナ禍により交流活動が中止になった期間のオンライン活動、オンラインでの交流につきましては、コロナ禍ということもありまして、子どもたちを特定の場所に集めること自体が感染リスクを高める可能性がありましたので、オンラインの交流については実施できておりませんでした。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3番（森英樹君）

内情よくわかりました。物産の方の商工観光課の課長もいろいろと物産を送ったり、送られたりということで、私も購入したりしたことがございますのでよくわかります。以上で各担当課長からの交流の詳細内容について説明を受け、現状はよくわかりました。

次にですね、今後の交流の展望ですけども、町の総合計画には、地域間交流と、広域連携の推進の項目に、他市町との交流事業に積極的に取り組み、地域の活性化や人材育成を推進しますというようなこと記載がありますけれども、土庄町として、現状をどのように認識し、今後どのような、対応する方針でしょうか。全般的な考えを町長、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

森議員のご質問にお答えいたします。

本町が、友好都市縁組などを結んでいる5自治体との関係は、その背景や交流内容、これまでの経緯等がそれぞれ異なりますので、一概に論じることはできませんが、総論的には、せっかく何かしらのご縁により、縁組に至ったものであることを鑑みますと、できるだけ相互の関係を大切にしていきたいと思っ

ております。

友好都市縁組などによる地域間の交流は、相手の地域への理解と尊重の精神を育むとともに、我が町の歴史や文化の掘り起こしや再認識にもつながります。そうした意義について、町民の皆さまに広く周知し、相手方との関係性や、その地域の紹介をしていくことにより、より多くの方々が関心を持ち、市民レベルでの交流が続いていくことが望ましいと思っております。

地理的に遠いことや、費用面などの難しい面もありますが、SNS でお互いの交流情報を親しみやすい形で配信し合うほか、新しい分野での交流や情報交換なども含めて、できることは積極的に行ってまいりたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

ありがとうございます。前向きに進めていくというところが基本ベースかと思われま。

最後に、町が大学や研究機関と進めている域学連携、直近では東大との協定があり、その実践を通して成果を上げていることに私注目しております。例えば、町中マップを作成したり、小豆島の資源を生かした石チョコの開発、地域課題と創造的連携の成果がここに表れているのかなと思います。

縁組自治体の関係についても同様に、課題共有と競争のパートナーとしての見直し、関係性を進化、再定義するタイミングに来ているのではないのでしょうか。今一度、町として連携自治体との、どのようなテーマで、どのような方法で交流を続けていくか、その根本を見直す時期に来てるんじゃないでしょうかと申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

1 番岡本真澄です。

質問を 1 点、熱中症についてさせていただきます。

皆さまご承知のように、近年、夏場の気温が高く、全国的に見ても、熱中症により救急搬送される方は、かなりの人数がいらっしゃいます。総務省消防庁では、平成 20 年から熱中症による救急搬送人員の調査を行っているようで、当初は 7 月から 9 月までの期間、この 10 年間では、5 月から 9 月までの期間で調査が実施され、その結果は消防庁のホームページで公開されております。その調査データの中で、特に救急搬送人員が多かった都市を 3 つほど申しますと、令和 5 年において 9 万 1467 人。平成 30 年において 9 万 5137 人、令和 6 年に

においては 9 万 7578 人と昨年が調査開始以来最も多い搬送人員だったそうです。

昨年の消防庁の年齢区分別のデータでは、満 65 歳以上の高齢者が最も多く 57.4%、続いて満 18 歳以上 65 歳未満が 33%、満 7 歳以上満 18 歳未満が 9%、生後 28 日以上満 7 歳未満の乳幼児は 0.6%となっておりますのと、それを直近 5 年間で熱中症にて救急搬送された人員の数は、多い年と少ない年では、大体 5 万人ほど差はあるものの、その年齢区分別の比率では昨年とあまり差はありませんので、例年、高齢者の方が若い方よりも、熱中症にかかられているということが、公開されている情報からもわかります。また屋内にいても、屋外にいても熱中症は気をつけねばなりません。

1 つ目の質問ですが、小豆郡内においての今の現状をお伺いしたいと思います。過去 3 年間の 5 月から 9 月の間、小豆郡全体、土庄豊島でそれぞれ救急搬送が何件あったのか。また、そのうち熱中症が原因による搬送は何件だったかを担当課長お答えください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

小豆消防本部に過去 3 年間の郡内での 5 月から 9 月にかけての救急搬送人員等につきまして問い合わせしましたところ、令和 4 年の小豆郡全体の救急搬送は 542 人、そのうち熱中症は 22 人、令和 5 年は救急搬送が 642 人、熱中症は 34 人、令和 6 年は救急搬送が 623 人、熱中症は 28 人となっております。

次に、土庄町に限って申し上げますと、令和 4 年の救急搬送は 234 人、うち熱中症は 11 人、令和 5 年は救急搬送が 267 人、熱中症は 13 人、令和 6 年は救急搬送が 244 人、熱中症は 11 人となっております。今申し上げました土庄町の数値には豊島の数も含まれておりまして、豊島に限って申し上げますと、令和 4 年の救急搬送は 6 人、うち熱中症は 1 人、令和 5 年は救急搬送 5 人、熱中症はなし。令和 6 年は、救急搬送が 3 人、熱中症はなしとなっております。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

土庄町内だけで、5 月から 9 月の間で大体 200 件を超える救急搬送、ひと月当たり大体 40、50 件、1 日当たり 1、2 件という出動の状況で、豊島ですと月に 1 件あるかないかということが理解できました。また熱中症にて搬送される方も毎年、少なからずいらっしゃるということも理解できました。

では 2 つ目ですが、熱中症の初期症状は気づきにくい場合があります、気づいた

ときには症状が進行しており、重症化していることもあるそうです。町としても、例年 6 月と 8 月の広報紙で町長や担当課、小豆島中央病院小児科の山本真由美先生より熱中症についての対策や注意喚起、町内の防災無線でも、夏場には熱中症の注意喚起をさせていただいていると認識しております。その他、行政として、町民の皆さまに夏場、安全にお過ごしいただくために、こういった熱中症対策をされているのか、担当課にお伺いいたします。お願いします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

令和 5 年に熱中症対策の強化を目的として、気候変動適応法が改正されたことに伴い、熱中症特別警戒アラートの発表や、クーリングシェルターの指定制度等が創設され、土庄町においても、新たな仕組みのもと、熱中症対策に取り組んでおります。

まず、熱中症特別警戒アラートについては、これまでの熱中症警戒アラートの一段上の警戒情報として位置付けられ、発表された場合には、市町村から住民へ伝達することが義務づけられました。法改正以降、特別警戒アラートが発表されたことはありませんが、発表に備え、速やかに防災無線で熱中症予防行動等の呼びかけができる体制を整えております。なお、従来から実施している通常の熱中症の注意喚起については、6 月上旬から 10 月下旬までの間、週に 1 回、防災無線で周知をすることとしております。

また、クーリングシェルターについては、危険な暑さから避難できる場所として、冷房設備等を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に、一般に開放できるなどの要件を満たす施設を市町村が指定するものです。土庄町が指定している 13 カ所の施設の内訳は、公的施設が 10 カ所、民間施設が 3 カ所となっております。

熱中症は、温度や湿度に対する感覚が弱い高齢者、体温調節機能が十分に発達していない乳幼児などは特に注意が必要です。こうした方々には、当課が実施する乳幼児健診や各種検診、運動教室などの開催時にリーフレットを活用して周知しているほか、ケアマネージャー、ホームヘルパーが高齢者を訪問する際に、予防の声掛けを行っております。また、民生委員児童委員の地域の見守り活動においても、声かけやリーフレットの配布などをお願いしているところです。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。さまざまな対策を講じてくださっていることは理解できました。自らが熱中症に対して予防する行動をとることと、周囲の方々や家族の方々に注意し合うことが大切になってくると思います。現状では自助共助が特に重要で、公助にも限界があるのかなとも感じます。

国の方でも、各省庁のホームページで熱中症の注意喚起や情報公開しておりまして、一例を挙げさせていただきますが、環境省のホームページには、地域における熱中症対策の先進的な取り組み事例集というものもあり、数か所の自治体において、熱中症に対してこういった取り組みをしているのかが細かく紹介されているものもございます。土庄町においてこういった取り組みができるのか、いろいろと参考にできるものもあるかと思いますので、国から上がっているさまざまな情報を参考にしながら、より一層ですね、相当頑張られていると思うのですが、よりですね、いろいろと、対策を考えられてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

熱中症対策を強化していくためには、住民への直接的な働きかけが有効とされております。今後もあらゆる機会を通じて、熱中症予防について周知をしていくことを基本としつつ、発信方法の1つとして、今年度中に開始するLINEを活用した、スマホ土庄町役場での情報発信も検討してまいります。

クーリングシェルターについては、民間施設への働きかけなどにより、拡充に取り組むとともに、他自治体では、クーリングシェルターに冷却シートなど、暑さ対策グッズを提供しているという事例がございましたので、こうした事例も参考にしたいと考えております。

また、令和7年6月1日から、職場における熱中症対策が義務化され、社会全体での熱中症に対する予防意識が高まることが期待される中、こうした機を逃さず、正しい知識と予防行動の周知啓発を効果的に行っていく必要があります。今後も、住民の熱中症による健康被害を防ぐため、適切な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

ありがとうございます。事業者に対しての熱中症対策が今年の6月1日に義務化され、6月16日には、今年初めての熱中症警戒アラートが香川県で発表されました。去年は7月19日に熱中症警戒アラートが発表されておりますので、

今年は昨年より 1 ヶ月ほど早いっていうのと、気象庁のですね、長期予報によりますと、今年の 6 月から 8 月にかけての気温は、全国的に平年よりも高くなると予想されております。町民の皆さまに安全に暑い時期をお過ごしいただくためにも、土庄町に合った熱中症対策を実施していただければと思いますので、引き続きお願いいたします。

続いて、教育関係について、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、過去 3 年間の搬送件数でございますが、令和 5 年 5 月に小学校で 1 件ございました。また、熱中症対策についてでございますが、各学校におきまして、熱中症対策についての共通理解を図り、児童生徒へ熱中症への注意を促すとともに、予防対策について指導をしております。

具体的な対策としましては、昼休みや屋外における活動時の帽子着用、定期的な水分補給、体育時、運動時、登下校中にはマスクを外すこと、それからシャツの裾をズボンに入れなくてもよいこと、などを取り決めて児童生徒へも周知をしております。

また学校では氷嚢や保冷剤など、熱中症対応セットを準備し、プールは気温プラス水温が 65 度以上になりますと中止としております。さらに、日中は暑さ指数を測定し、その指数により運動内容を決めております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。学校における熱中症対策等、理解できました。先ほども申したんですけれども、今年の熱中症警戒アラートが発表されたのは 7 月 19 日と、子どもたちは夏休みに入るかどうかであったころと記憶しております。今年は 1 ヶ月ほど早いということもありますので、登下校や授業などでの運動など特に気をつけていただきたいと思います。

では、部活動とかですね、また教職員に対してはどういった対策をなされているのか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

部活動、教職員への指導に関しましては、先ほど申し上げたこと以外に、こ

の5月6月、この気温が上がる時期と申しますのは非常に熱中症になりやすい、体が慣れていない状況ですので、そのあたりの体への負荷のかけ方、つまりは、体を順応させていくために、負荷を徐々にかけていって体を慣れさせるような運動を心がけるように指導しております。

また、土庄中学校のケースで申し上げれば、玄関を入りまして1階の礼法室、こちらの方を空調を入れて、さらに製氷機を、そちらの方に置いております。部活動で、体温が上がった状態からそこでクールダウンをして体温を下げると、そういうふうな取り組みをさせていただいております。

児童生徒それから教職員につきましても、とにかく自分だけではなく周りの人にも気を配りながら、できるだけ早い段階、早期の発見をして、適切な熱中症への対応、そういうことを心がけるようお願いをしておる状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

熱中症は、なかなか他の人がわかりにくいというのもありますので、子どもたちにも無理をせずにとというのは、今後も伝えていって、対策の方よろしく願いいたします。

3つ目ですけれども、今年の8月1日から瀬戸内国際芸術祭の夏会期もございます。例年、瀬戸内国際芸術祭では、春より夏、夏より秋と、来場者も増えます。2020年の春会期と本年、2025年の春会期の来場者数を比べましても、豊島で約2万2000人増の4万9268人、小豆島で島内です、約1万5000人増の4万6607人と、今年は来場者数ですね、多くなっておりますのと、夏会期においては、この春会期よりも来られる人数が増えると予想されます。それとですね、小豆島、豊島もほかの離島と同じく、救急医療体制や病院での対応も限られてきますのと、観光客からは休憩できる場所が少ないということもお聞きすることがございます。

そこで、来島される観光客に対しましても、行政としてどういった熱中症対策をされているか、お聞かせください。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えいたします。

観光客の熱中症対策としましては、観光関係者向けに救急救命講習会を開催し、心肺蘇生法や熱中症対策に対する講習会を予定しております。

豊島におきましては、家浦港、唐櫃港にミストファンを設置しておりまして、

日傘の貸し出しも行っているほか、豊島公民館をクーリングシェルターに指定しております。また、瀬戸内国際芸術祭期間には、救急救命士や看護師を配置し、救急搬送体制を強化することで、熱中症対策にあたっております。

また、8月に開催されます小豆島まつりでは、うちわの配布やミストシャワーの設置のほか、救護スペースの整備を予定しております。そのほか、観光客に対し、熱中症に気をつけるよう呼び掛けていくことを観光案内所、エンジンロード売店、観光関連事業者等にも要請してまいります。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

港の待合所とかですね、船の中ちょっと見させていただいても、そういった離島に関しての医療体制とか、こんだけの広さがあるっていうのを意外とこの観光で来られる方ってご存じないみたいで、来られてみて意外と広かった、休憩所がなかった、とおっしゃられる場合があります。それでですね、パンフレットとか、観光に関するパンフレットとか見ても、そういった熱中症対策についてとかもあまり載ってませんので、そういったことも載せたようなものを作られてもいいのではないかなというのと、また周知の仕方なんですけれども、ホームページですと、見たり見なかったりとかもありますので、例えば民間企業ですね、フェリー会社の方をお願いして、切符を購入される際に、観光客の方にちょっとこういったご注意くださいねとか、っていうふうにしていただければとかも思ったりするんですけど、どう思いますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

ありがとうございます。休憩場所をお知らせするっていうことは議員おっしゃるように小豆島、豊島、結構広いので、なかなかわかりにくいところもあると思います。それはごもっともな意見でございまして、観光客の満足度の向上につなげるためにも、そういった取り組みが必要だと思っております。

今回、瀬戸芸という大きな事業というくくりの中でですね、町だけでやるのがいいのか、それとも、実行委員会であつたり、あるいは関係者と一緒にですね、歩調を合わせながらやるのがいいのか、その辺りもですね、実行委員会、それから観光協会ですね、あと小豆島町もありますと思いますが、そういったところと歩調を合わせながら、ご相談させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

この暑い中ですね、瀬戸芸のアート作品、回られる方や、「からかい上手の高木さん」に関する場所、回られる方、さまざまな方がいらっしゃいます。いろいろと難しいこともあるでしょうけれども来られた方が楽しく気持ちよく帰っていただけるということのためにも、できる限り努力していただくようお願いいたします。

今回ですね、熱中症という形で質問させていただきましたが、こういった平時の際の対策や備えというのは、何か災害が起こった際の有事の際に、町民の皆さまの命を守ることにも直接つながったりすることも考えられますので、しっかりといろんな課と連携してですね、取り組んでいただければということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（濱野良一君）

7 番 鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

7 番立憲民主党、鈴木美香です。今回は、大枠で 3 つ質問させていただきます。

では、早速 1 つ目、子どもの視力低下について、先頃、新聞紙上で子どもの視力低下が止まらなると報道にありました。町内の小・中学校の状況はどうなってますか。スマホ、タブレット使用が日常になっている現況で目は酷使されているのが現状です。何らかの対策はお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

近年、子どもの視力低下が問題になっており、その原因としては、屋外活動の減少、スマートフォンやタブレットの使用、睡眠時間といった、子どもたちを取り巻く現代の生活環境の変化の影響が大きいと考えられています。裸眼視力 1.0 未満の児童生徒は、一貫して増加傾向にあり、近くを見る作業が目の負担を増やし、テレビやコンピューター、ビデオゲームなど、特に長時間にわたる作業が近視リスクを高めることが明らかになっています。文部科学省では、こうした状況を踏まえ、児童生徒の健康管理と視力低下防止を目的とした具体的な対策を示しています。

本町の学校現場では、目からタブレットの画面までの距離は、30 センチ以上離すことや、30 分間画面を見たら 20 秒以上目を休ませるように指導をしています。また事業においては、タブレットのみを利用することはなく、黒板による学習時間も取り入れています。さらに、適切な照明環境や、姿勢なども重要

ですので、児童生徒一人一人が自分自身で健康管理をしていく意識づけにつながるよう指導をしています。

また、学校現場のみならず、家庭でのゲーム機やスマートフォン等の適切な使用や、十分な睡眠など、子どもの生活環境を整えることが重要でありますので、子どもと話し合っ、ゲーム機使用のルールを作るなど、子どもの目の健康への配慮について、引き続き保護者への啓発を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

現況で言うので、もし分かればですけど、小学校で何%とか中学校で何%とかっていう数字は出てますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

再質問にお答えいたします。

そのデータというのは、現在持ち合わせておりません。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

多くの今、どちらかというと、大体7割ぐらいが近視の傾向にあるというふうな報道も一部ありました。私自身が子どものころから目が悪くて大変苦勞しましたので、それにも増して今の状況で、タブレットスマホはもう手放せない子どもの環境ということで大変危惧しています。ぜひ子どもの目を守るように、どんどん進行します、皆さんご存じだと思いますけど、緑内障ですとか、白内障ですとかっていうのも、どうしてもその近視から発展しますので、目のことも気をつけて今後も対応していった方がいいと思います。よろしくお願いします。

では、2つ目にまいります。こどもさくら公園嵩上げ工事について、この3月議会で予算が決定しましたが、私が聞くとところによりまして、公園使用者や本町周辺の住民に嵩上げについて、聞いてみましたが、結構知らない住民が多いんです。多額の予算を投入し、将来に負担を増やす事業です。住民にとってどうしても必要な事業なのか、私をはじめ、一部反対の声もすでにあります。もっと丁寧に話し合っ、住民に周知して意見を聞くべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。課長にお伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

住民の皆さまに対して、行政サービスや各種事業について正確、かつ、わかりやすくお伝えすることは、町政運営の基本であると認識しております。

こどもさくら公園整備事業につきましても、これまで地元の要鉄自治会及び赤穂屋自治会には、複数回にわたって事業説明を行うとともに、湊崎地区自治会連合会でも説明し、ご意見やご質問をお伺いしてまいりました。その際、嵩上げ工事の趣旨や概要等につきましても説明し、ご理解をいただきました。

また、議会におきましても、令和6年5月、令和7年2月及び5月の閉会中の教育民生常任委員会におきましての説明や、一般質問の答弁などで、かねてから、災害時の避難場所、公園の拡張、トイレの整備といった要望を受けており、嵩上げを実施して、国の交付金を受けることにより、町の負担が軽くなり、かつ、要望にもこたえることができることや、国の防災基本計画においては、土地の嵩上げ等を含むハード・ソフトの施策を組み合わせ、多重防御による地域づくりを推進していくものとされていることなどをご説明申し上げてきました。

町としましては、これまでも丁寧な周知、説明に努めてまいりましたが、今後、広報誌でこどもさくら公園の整備内容をお知らせするなど、引き続き住民への周知に努めてまいります。

なお、すべての住民に漏れなく周知することは不可能でありますので、住民の代表でいらっしゃる議員各位におかれましては、個人的な賛成、反対は別として、町の事業や施策について、町の考えや議会での議論の状況を少しでも多くの住民の皆さまにお伝えしてくださると幸いに存じます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

先ほどもおっしゃったように委員会で、一時避難の嵩上げのためと説明されておりましたが、情報量ですとか、知識の蓄積っていうのは、どうしても私ども差がありまして、素人考えと言われたらそれまでなんですが、科学的根拠がやはり弱いと思わざるを得ません。そして、地域の方に説明されてたとおっしゃってるんですけど、湊崎方面の方で、やはり本町方面、私はちょっとあの辺り一帯って思ったんですが、そのあたりのちょっと情報格差なり説明の格差もあるのかなと考えました。

何よりも、このまま進めると、旧土庄高校のグラウンド嵩上げのように、今だに私はあそこを責められます、どうしてこういう形なのかと。またも町民

から不服をかうのは必至だと思います。そういう個人的な見解とは別に、議会の進行とか町の説明をして欲しいとおっしゃるのはわかるんですが、私はこの30年先を見たときに、この嵩上げが確か本当に妥当だったのかってというのが、どうしても私の中では疑問がありまして、どうしても町の運営とは同調できないというのが今の私の考え方です。

はっきり申し上げますと、公園を広げるのは賛成です。公園を広げるのが目的なのに、途中から高さが半分ぐらいから高さが変わるのは、使い勝手が実際に悪くなるのではないかと思います。公園を拡張するのは賛成だし、トイレも賛成なんですけど、嵩上げだけはやめて欲しいと、今この場で私はちょっと表明したいと思います。

では、3つ目の質問に行かせていただきます。

旧土庄庁舎跡地利用について、5月27日の商工会総会の場で、町長が旧庁舎の跡地利用の予定について発言したと聞きましたが、それは本当でしょうか。

町長お願いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木委員のご質問にお答えいたします。

旧庁舎跡地利用の現状については説明しております。商工会総代会総会で私がお話したのは、今年度、先導的官民連携支援事業、国の10分の10の補助の採択を受けて、旧庁舎跡地を含めた周辺施設の利活用について調査を始めるということであり、本年2月18日の総務建設委員会での説明内容と同様のことを説明したに過ぎません。また、旧庁舎跡地の横の土渕海峡には多くの観光客が訪れているので、訪れた人に消費をしていただくようなことも含めて、商工会員の皆さんのご意見も聞かせていただければありがたい、と発言いたしました。

したがって、今後どのような形の施設になるかということは、一切触れておりません。

次にですね、すべて通して答弁でよろしいでしょうか。

本年2月に策定した基本構想は、町としての方向性を示すものです。

4番の質問ですが、旧庁舎跡地の利活用は、優先順位が高いと考えております。

次に、何をもって議会に諮ることなく、おっしゃられているのか不思議に思います。先ほど申し上げましたとおり、私はこれまで議会で説明してきたこと以上のことは言っておりませんので、鈴木委員のご指摘のような質問については、議会の場の中で質問としてではなく、私本人に問い合わせさせていただきたいと思います。その上で、議会におきましては、先ほど申し上げた2月18日の総

務建設常任委員会での説明のほか、前年 8 月 27 日には、公共用施設跡地利用利活用検討特別委員会で基本構想案の説明をしており、その説明を議題に、11 月 8 日には同特別委員会が開催され、12 月 18 日付で、同特別委員会が取りまとめた意見を参考に、議長名で意見をいただいておりますので、議会からの了承はいただいているものと認識しております。

また、町民の方々への説明につきましては、本年 2 月の広報とのかいしょうの中で、「アイランドタウン創生プラン基本構想」を掲載し、パブリックコメントもいただいております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

この案件は、これで 2 回目で私に直接知り合いの方が、これはどうなってるのかという問い合わせがありまして、その方がおっしゃるのはもちろん、二次情報ですけど、町長がはっきり発言したと言われましたので、それはいかななものかなということで今回議題に挙げさせていただきました。町長が言ってないっておっしゃるんでしたら、それはもう私自身が見てないので、水掛け論になりますが、すごく重大な案件に関して、やっぱり慎重に慎重を期せないと、この問題はやはり、聞いた人はそうだったという結果だと思うので、大分、町の方向としてはすごく大きな事業になることなので、その辺りは、私も気をつけますが、町長も、慎重に慎重を重ねとして発言していただきたいと思います。

何より、町行政の事業について、今回のように噂が先行することが、よくとは言いませんがあります。信憑性の乏しい情報が飛び交うのも疑問だし良くないことだと思います。それは、やはり前町長の事件で、町は信用をなくしてしまっただけです。それも一端だと思います。あれから 4 年も経ちましたが、今だにこういうことから信用を取り戻すのは至難のわざだと思っています。それでも住民に安心してもらうためにも、信用を取り戻すのが、最大の努めなんじゃないかと思います。そしてそのためには、より公正性や透明性を追求し続けなければならないと思います。特に大きな予算が動く場合は、その方針が決定した過程を公開するべきではないかと思いますが、その件についてはどう考えますか。そういうこと、そういうのをお願いしたい。

○議長（濱野良一君）

質問の趣旨を、もう少し簡潔に言っていれば。

○7 番（鈴木美香君）

従来からもう決定過程が不明だということを、大きな事業のときに、それも私は町民にいつも言われます。どういうところで決定して、どこで話した話合ってるのだと。そして、町民の意見はどこに上げたらいんだと。ていうことを

言われてます。そういうことを今後、町としてオープンにしていくなり、例えば事業が決まったら受け付ける。そういう仕組みを作ってくれるとか。

ごめんなさい。なぜ町民がそう思うと思われませんか。

○議長（濱野良一君）

鈴木議員。これ、通告は、土庄町跡地（旧庁舎跡地）に関する、町長発言ということでありますので、それに関連しての質問ということになりますと、町長がこのところ発言したと。水掛け論になると、鈴木議員もお聞きした発言になりますので、もう一度そのあたりをしっかりとまとめていただいて、発言したことに対する質問になるのかということをしかりと質問していただいて。

○7番（鈴木美香君）

そうすると、町民がそう言ったって取るっていうことは、やはり一部町政に対して不信があるんだと思うんですが、その不信をどう改善していこうと思いますか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

私も私の発言に対しまして、商工会事務局、また、総代になられている方、10名ほど連絡しました。そのようなことを言っていないと、言われております。

そのようなところで、理解の解釈という部分が商工会の要望を会長の方から、総会の中で皆さまにお伝えしておりますので、たぶん聞かれた方は、会長の要望と、私の発言が重なっているんだろうと思います。

そのようなところで、先ほど申しましたように、基本構想については、広報にて掲載しております。

ですから議員の皆さま、お願いがあります。広報に目を通していただくように、投げかけていただきたいと思います。その中で、パブリックコメントも数件いただいております。それは、そのことに対しての意見を申し述べたい方が、われわれに意見を言っていたいております。そのような形で進めております。

それと、われわれは議会の中で、このような方向で進めていくとか、進めていこうかというような案につきましては、毎回必ず、皆さまにお伝えしておりますので、そのようなところもご理解ください。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

やっぱり町民の人が、町民といいますか、私に通報するということは、やはりどうしても不信感がぬぐえないという傾向があり得るのではないかと。先ほど申し上げましたが、やはり公正性や透明性を、より一層町民に対して、努

力するっていうのを見せていくべきだと思います。それと、お声を聞いてるとおっしゃいましたが、一般の住民は、やはり町長に直接物を言うっていうのはすごくハードルが高いので、そういう例えば大きな事業になったときはこういうご意見どうぞ、先ほど、なんでしたっけ、何とかいう仕組みがあるという、言いましたけど、それもハードルが高いんです。なので、私にみんな言ってくると思うので、そのあたりもちょっと確かに難しいかもわかりませんが、町長がこの事業に対して対面で話し合いを1つ持つとか、例えばこの基本構想みたいな大きな事業、そういうのを考えていただいたらいいなと思います。

すみません。私もちょっとまとまらない発言しましたが、やはりここの基本的な考えは、どうしても町政に対して不信が払拭してないのかなあというのが、私の今回の話でした。終わります以上です。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は13時00分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後1時00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

2 番 石井亨君。

○2 番（石井亨君）

2 番石井亨です。

質問をさせていただきたいと思いますが、今日午前中にですね、岡本議員の質問の中で、総務課長の方から急患搬送の数値が出されました。で、別に答えがある話では全然ないんです。通告もしてませんし、答弁がある話ではないんですが、ちょっとこの数字の見方で、感想だけ一言まず説明をしたいと思うんですが、記憶の範囲なんです、小豆消防東西ですね、4 車両高規格車があって、年間大体 1300 件前後の出場数で、ほとんどの場合キャンセルはなくて、大部分が出場したら、そのまま病院へ運ぶというこういう状態なんだろうなと思うんですね。

救急車っていうのは、患者を医療機関まで運ぶ役割ですから、症状が軽くても念のために行きますか、で、大体が運んでしまうというこういう状態になるんだろうなと。で、その中で豊島の数字が出まして、2022 年 2023 年 2024 年と数字が出てきたんですが、ご存じのとおり、2022 年には土庄町がこれ、瀬戸芸の前の瀬戸芸ですから、土庄町のほうで救急隊 OB を置いていただいて、対応してきた。2023 年からは、消防署から月曜～金曜については、平日については日勤で出勤していただいて、こういう形で対応している。これは結果として搬送に至った数っていうのは、これぐらいだろうなあと思うんですけども、さっきの熱中症の話ですれば、調子が悪いつてこういう状態になると、しんどいから病院へ行ってみようかと言っても病院がないので、連絡するとするとここに連絡が行く。そうすると、出場するんですけども、しばらく休んで様子をみますかとか、それからそうですね、定期便で動けますか、というこういう状態の中で、結果として救急搬送に至らなかったけれども、

○議長（濱野良一君）

すみません、手短にお願いします。

○2 番（石井亨君）

出場して対応したというのは、かなりの数になるんじゃないかなとその辺のところをですね少しねえ、こう見極められたらなというふうに印象を思いました。

で、併せて報告をさせていただきますが、昨年度のに 3 月じゃなくて 2 月 25 日にですね、豊島自治連合会の方から消防署に対して、消防署主導で急患搬送の、

○議長（濱野良一君）

通告外になりますので。

○2 番（石井亨君）

これなりません。報告しています。質問の前段として。

○議長（濱野良一君）

観光が住民の QOL に関連することによろしいですか。

○2 番（石井亨君）

はい。これは質問の内容とか全前段の部分ですが、打ち合わせの会を持てることができ、問題はお互いの問題認識を共有できたので、春会期については非常にスムーズに搬送ができてですね、うまくすみ分けができたなあと。その上でですね、質問の QOL の方に入りたいと思うんですが、今のお礼と報告をするつもりでしたので、はい、ありがとうございます。

その上で質問ですけど、交通事故がですね、非常に多いというのを聞いているんですが、まず大前提として、先ほどもこれ質問の中にありましたが、春会期中の小豆島豊島の入場者数ということについて、どのように把握しているかということをお伺いしたかったんですが、午前中のやりとりの中で、質問の中でこれ数字が出てきました。これは実行委員会発表の数字だったと思うんですが、美術館の入館数とか他の形での把握というのは、現状されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

石井議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員おっしゃられたとおりですね、あくまで町とすれば、公式に発表された瀬戸芸からですね、実行委員会からのものが公式発表となりますので、先ほどの数字に相違はございません。

その他ですね、民間事業者の数につきましては、なかなかこれ把握が難しいところがありまして、仮に手に入れたとしてもですね、なかなかその扱いには難しいということがありますので、今現在ですね、手持ちにはございません。

○議長（濱野良一君）

2 番 石井亨君。

○2 番（石井亨君）

実行委員会発表数字によるとですね、対前回比で、豊島の場合は 183% ぐらいの増加と。で、小豆島の方については 147% ぐらいの増加ということになります。

その中でですね、今年春会期は交通事故、特に自転車事故なんですが、これ

が非常に多いということで伺っております。ちょうど5月18日に地区別の豊島の地区の運動会ありまして、町長さんもお臨席いただいていたのですが、そのプログラムの中で、新人の人は自己紹介をしてくださいという駐在さんの自己紹介を運動会の中であるという場面があるんですけど、そこでですね、ちょうど5月18日ですから、会期開始1カ月目なんですけど、前年と前年1年間とほぼ同数の事故が発生しています。約1カ月で、というこういうコメントがありました。

それから、交通安全協会の方ですね、1月から5月あたりですが、土庄町内の自転車事故の半数は豊島で起きていると、というこういう警察側からのアナウンスがありまして、警察もですねかなり事故の未然防止、あるいは対策ですけども、そういうことで余力をかなり豊島へ投入していますという話も聞いていますけど。実際どれぐらいその事故があったかということについては、どういう把握状態になってますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

では、石井議員のご質問にお答えいたします。

春会期中の小豆島また豊島における交通事故件数ですが、小豆島におきましては、春会期中95件というふうにお聞きしておりまして、そのうち自転車事故が5件ということです。また豊島におきましては、交通事故数件数が12件で、うち自転車事故が8件というふうにお伺いしております。以上です。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

商工観光課長の方でも、警察からいろいろ聞いていただいたりとか、もちろん実行委員会というか町というかに発表された警察の数字もあると思うんですが、会期中の数はそれでわかりますという状態がまずあって、そうすると例えば1カ月で前年並みということになると、去年は1年間にいくつぐらい事故あったんでしょうかっていうと、それが出せる数字なのかどうなのかちょっと検討させてくださいっていう状態があってですね。開催している年、そうじゃない年、どれぐらい違うんだろうかなと。

それから、春会期、夏会期、秋会期とありますけど、会期中と会期との間、これ有意な変化が出るのかなあ。それって、やはり、おおよそでいいのでどれぐらいの人が来ていて、どれぐらいの事故があるのかなあと把握したいというふうに思うんですが、なかなかそれがすぐに把握されたり、共有されるような状態にはなっていないのかなというふうに思いまして、先の入場者数の話も伺ったわけですけど。これまで、3月議会も含めまして何回か直接もお話をさせてい

ただきました。

1つここで確認をしたいのは、実行委員会サイドからは、複数の拠点基準点の合算ですよという前提はあるにしろ、一応、実行委員会主催者発表として、春会期の数字出るじゃないですか。これって、じゃあ、夏会期までの間のブランク部分はこんだけですよっていう、これは統計とられたりとか出されたりするもんなんですか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

ご質問にお答えいたします。

申し訳ありません。そういった数というのは把握してなくてですね、実行委員会からの発表もございません。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

そうですね。なかなかですね、数字がつかみにくいというのと、特に変化がつかみにくいという状態があつてですね。実行委員会がやってる調べ方っていうのは、もし施設の方で協力は得られるならば、そんなに難しいカウントの方法じゃないと思うんです。おんなじ基準で数字を取ったら、これぐらい違いますよ、違いますよってのが見えると、いろいろ対策を考える上でありがたいかなあと。それから本来ならやはり、その小豆島がずっと長年、船の乗船者数、掛ける一定の係数で長年統計を取ってきている。そうすると、年によっての違いとか季節によっての違いというのは、どの程度誤差があるかともかく同じ基準で計算しますから、そうすると変化の様子はよくわかるんだろうなと。その辺のことをいろんな対応考えていく上で、必要になってくるんじゃないかな、そう思っていますね。

まず、1点目については、その人が来ることによって航路が維持されるという、こういう恩恵があるという部分もあるわけですから、1つは航路会社をお願いして、変化をつかまえるという意味で、対策を考えるという意味で、数字を出していただけないのかなというお願いができないのかなあということが1つ。

もう1つは、もう1つのやり方としては、主催者側とおんなじやり方で統計をとっていくということができないかなあ。この考え方について、何らか必要じゃないかと思うんですけど、ご意見をいただけたらと思います。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

では、石井議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですね、小豆島のようにですね、乗降客数によって把握できないかということになりますが、あの数字自体もですね、観光客を把握するにあたってあくまで推計とはなるんですけれども、例えば豊島ですと、2つの会社さんといいますか、あります中でですね、片方は補助航路でありますので、そういったところはある程度把握できるじゃないかというふうに思っていますが、もう一方の方はですね、どうしても民間事業者ってこともありますので、そういったところを協力していただけるんでしたら、ぜひ協力をいただきたいと思いますのですが、現時点ではですね、なかなかそこまでの、回答といいますか、数字までの報告義務もありませんので、われわれは把握しないという状況ではあります。

それから、もう1つですね、瀬戸芸実行委員会の来場者数の方法というのは、石井さんのおっしゃるとおりなんですけれども、やはり豊島美術館は別としましてですね、他の施設というのは、どうしても会期以外は閉まってる場所もありますので、一概にそれを把握することは難しいかと思いますが、根幹となる美術館ですよね、あそこの数字につきましては、もしお教えできるんでしたらですね、そこが1つの参考になろうかと思いますが、今ちょっとデータは持っていないんですけれども、教えてもらってないんですけれども、そういったところがもし可能なんでしたら、ある程度の数というのはつかめるのかなとは思ってますので、その辺り、われわれとしましても協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

その変化の様子がつかめるという形で、どうやったら把握していけるのかということについては引き続き模索をしていただきたいというふうに思います。

私の方で調べた事故の件数で言うと、具体的にはこんな感じだったんですよ。重複する数字も結構ありますが、特に自転車事故だけに集約して言えばですね、8件おっしゃられたとおり8件、会期中に豊島で事故が起こっているという状態で、前年、令和6年に何件あったかというと自転車事故は1年間で9件でしたと。そここのところが、1カ月で前年並みという話になった根拠の数字かなというふうに思います。

それでですね、今度救急隊の方の対応ですね、出場件数の方になります。もちろんこれ全部運んでるというわけでは全然なく、現場へ行って、対応しましたという出場件数ですが、自転車事故で言えばですね、土庄町内でさっきおっしゃられたとおり、13件中8件が豊島でした。これは期間は4月18日から5

月 31 日です。これを観光客に限定すると、土庄町内で自転車事故 11 件中 8 件が豊島で発生しましたということになっている。

これを救急隊側の、データで見ていくとですね。対応件数 14 件、そのうち 3 名が島民の方です。自転車事故 8 件。そのうち観光客 8 件、そのうち外国人観光客が 8 件ということで全員外国人の方なんですね。内訳で見ると台湾の方が 3 名、中国の方が 3 名、フランスの方が 1 名、カザフスタンの方 1 名と。それと消防署側からも警察側からも、これはあくまで認知件数で、後から聞いた話で認知できてない件数がそれなりにあるということは、聞かせていただきまして、当時ですね、それこそ小豆警察も増員してくれたということがあって、連日すごいパトカーがこう走り回ってるんですね。僕も島の中にいて 1 日 3 回も 4 回も会う、しょっちゅうスマホ使ったりすると呼び止めて注意指導しているってこういう状態があって、この数字ぐらいが今のところ出てるということで、これは何らかの対策を今後考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

で、ですね、その前提になるのが、やっぱり母数の変化をどうやってとらえられるかなあということになるんだろうと思うんですね。その上でですね、これはこれだな。今、たちまち答えをくださいという話ではないんですが、私の方へいろいろ問い合わせてくるなり、どうしようかというこういう話が出る。

生活とちょっとうまく関わってくるような部分の話としてはですね、例えばですが、3 月でも指摘をさせていただきましたけど交流センターの浄化槽から生が海に出て臭うという話がちょっと出たりするんですね。40 人槽なので 1 日多いときには 2 千人が通過するという状態になるとなかなか厳しいという状態があって、これに対しては対策として、仮設トイレを置いていただいているんですけど、やっぱり人の動き見てると、クーラーの効いた中で、時間がかかってもずっと待ってるという状態でほとんど仮設トイレは利用していただけないなあというふうに思いますが、これは夏になるとさらに暑くなるので、もっとこの現象は顕著になるんじゃないかというふうに思います。

それとかですね、ゴミがそれなりにやはり多いんですね。家浦港と唐櫃港にだけゴミ箱を置いてそれ以外のところ、原則ゴミはお持ち帰りくださいという形でやっているというこういう状態になってます。が、会期中やはり見ているとですね、会計年度任用職員が休みの日にごみの片付けに来てるんですね。それで、これはちゃんと出勤扱いで共有してますかって言ったら、いやボランティアですってという話があって、それはすごくありがたいんですけども、それをしてしまうと、実際問題が発生していないということになってしまうので、それはちゃんと担当課と共有してくださいね、という話をして、その上でいろいろ聞いてると、倉庫にごみを分けて置いておいて、それを収集日

に集落の中の各収集場所へ分散させて入れていきますと、1カ所で入りきらないのでっていうこういう状態がありましたが、量がそこに入っていくとよく見えないんですけど、実は5月の連休明けのときにはですね、いたるところを収集ボックスが満杯になってパッカー車に入りきらなくて、収集しきれないっていう状態があって、観光客から出たごみというのが、それが集落の収集の中に入ってきて、絶対量が多すぎて運べないみたいな現象が起こってるなあ。この辺もちょっと実態を把握していかないといけないのかなあと。現場にいるのは私らの方ですから、できるだけ現場がどうなってるか見ていきたいと思えますけれども。こういう問題があるんですね。

それから、6月10日の日にですね、春が終わったという段階でということで実行委員会の方から、時間を取ってくださいまして、問題の共有と、対策の検討という意味ですけれども、かねてから申し上げてた、豊島の事業所に通勤されている方の通勤に支障がないような工夫ができないでしょうかっていう問題提起です。答えはまだ全然出てないわけですが、問題として出るのは、観光客の方が大勢動く中で、豊島の事業所へ通勤する際に支障が出る方がありうるということで、現に春会期に私の方の把握では、2件、出勤できませんでしたっていうこういう状態が出たわけですが、生活者優先というこういう考え方ではやってはいるんですが、なかなか島の生活者の方にすべてに共有されるという状態にはななくて、それから通勤されている方も、それぞれ認識が違って、23名の方が、豊島の農協なり、2つの福祉施設、あるいは、町の公民館主事もそうですけれども、それから消防署から通っていらっしゃる。それ以外に例えば週に1度定期で、NPO職員が豊島に通ってるとかってあるんですが、やはり聞いてみると、なかなか船に乗り込むのに非常に困っているという話が出ます。

この辺も整理をしていかななくちゃいけない課題ですし、あるいは島の中でですね、たくさん増便していただいているバスがたくさん走ってるんですね、走っている。社協の豊島分会ではですね、移動困難者の方で必要な方には無料でチケットを渡してるんですよ。無料で乗れるチケットを渡してるんですが、このチケットは増便分のバスには使えないので、旧来の例えば私の甲生地区ですと、1日4便だったのが12便今走ってます。でも12便中乗れるのは4便だけなんです。この4便に乗ってくださいということでお願いするんですがなかなかお年寄りの方には、どれが乗れるバスなのか、乗れないバスなのかっていうのが、区別がつきにくくて、以前は赤いバスに乗ってください、赤は乗れますって話をしてたんですが、会期初め頃は、その赤いバスがよく故障して、代車になるので、やっぱ見分けがつかないっていうこんなことがあったりしてですね。一つずつ整理をしながら、少しずつできるところから対策をやらないなという

といけないなと思うんですが。

そこで質問の趣旨としてはですね、前回実行委員会から通勤者の問題については私はいろいろ聞かれたんです。で、お話し合いをしました。いろんな方からいろんな話を聞いているのだと思います。誰から話を聞いているのか、よく把握してないんですけどこちらとしては。どういう問題が起こっているかなあ、対策を立てないといけないことがあるのかなあというのは、これって、どこが全体像を把握しているのかなというのが私の疑問なんです。私が問題提起したものについては話し合っていただけでるんですけども、それは行政の中で言えば、ごみに支障がないかどうかっていうのは住民環境課の方の課題ですけど、そこで何か出たらそれは商工観光課へ連絡されて集約されるのかなあ。そういうふうにはですね、町の中ではどこが、これを窓口というのか、受け付けているところなのか。それから、実行委員会の所管になるのか町の所管になるのかっていうのが、1つずつすごく区別がつきにくいので、どういうふうにその意見を集めてきて、ある程度の範囲で共有は必要なのかなと思うんですけどその上で、誰が対策をするかってまた持ち分かれるっていう仕組みが要るんだろうと思うんです。

今まであんまり機能するような形になってなかったんじゃないかなと思うんですが、現状これ、どういうふうなプロセスをたどることになっているんでしょうか。決まってないのか全然決まってないのかもかもしれませんが、実情を教えてくださいなと思うんです。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

では、ご質問にお答えいたします。

まず、この瀬戸芸っていうのは、もちろん主催者であります瀬戸芸実行委員会がありますので、基本的にはそこに集約されると思っているんですが、どうしても瀬戸芸外のものも出てくるかと思っています。

そういった中ではもう随時随時、その都度都度ですね、そういった問題であったり、案件によって、それぞれがタクト振るのは誰なのかというところはちょっと変わってると思います。

例えばさっきのごみの話ですけども、当然観光客によってごみが増えている、いっぱいなってるよ、そういうところは当然、環境課の方ともご相談といいますか協議、共有しますし、そういった案件案件によって、情報の共有というのはやってるつもりではあります。

いう中でですね、例えば先ほど石井議員の話もありましたが、救急搬送体制の構築の話がありました。それってこれまでなかったんですけども、前回か

らですね、何とかしないかんということで、自治会の皆さんであったり、あるいは消防団もそうです。消防本部もそうですし、警察、それから関係者の方々も寄ってですね、何回も膝つめて話をしました。石井さんも入ってもらったと思うんですけども、そういった中でですね、こういった、救急搬送体制が構築できたということが1つの成果であり、そしてそれが、今年度ですか、常備消防の24時間ではありませんけれども、設置にもつながっていたとこありますので、そういった協議の意味かもわかりませんが、小さいサイクルの中で、PDCA サイクルというのは回ってると思ってるんです。なのでそういった案件ごと、解決していく方が、機動力も発揮できますし、実際に解決していた案件もありますので、そういったところですね、情報共有できるところはしっかりとしていく。もちろん、もうその通りなんだけども、そういったところを踏まえてですね、案件ごと、今、把握はしている。そういったところで、今、PDCA サイクルというものを回してるというような状況であります。

○議長（濱野良一君）

2 番 石井亨君。

○2 番（石井亨君）

ありがとうございます。実情だろうと思うんですね。今、たちまちに答えがないというのは、おっしゃるとおりなんだろうと思います。

改めて冒頭に戻ればですね、消防署主導で話し合いが持たれて、何回か重ねる中で、情報共有ができて、春会期については非常にスムーズなすみ分けができたかなあと。結果として、消防団の豊島分団の出場数はゼロという形で、春会期を通過することができた。そういう意味では、こういう共有という作業をやりながら調整していくことで、やれていけるんじゃないかなという印象は現在持っています。そういう意味でですね、一つずつ問題、ここに問題があるんじゃないかっていうことを持ち寄って、どう知恵を出し合うかっていう枠組みが必要だと思いますので、今日は、おっしゃられたとおりですけども、一つずつ解決のPDCAを回していく枠組みを、これから作っていきましょとその必要性はいろんな分野でありそうですねということで、これを共有したという形で今日は質問終わらしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

9 番 日本共産党の福本耕太です。日本共産党を代表して、質問をさせていただきます。

早速 1 つ目の質問に入らせていただきます。

1 つ目の質問は、「さくら公園の盛り土」に関してですね、防災根拠はありませんということで、即時に中止を。時間、時間をもとに戻して。はい。中止を求める要望と、それから質問になります。

今年度予算に計上されている「さくら公園の盛り土」について、町は防災を理由として国庫補助 2 分の 1、5000 万円の申請をして、工事を実施しようとしています。しかし、想定している災害の種類や地理的条件から考察して、この盛り土が防災と無関係であることは明らかです。

そこで改めて、今から盛り土が防災につながるものかどうか、科学的に検証していきたいと思います。

町は、議会や住民への説明で盛り土は、1. 高潮、津波対策、2. 一時避難、緊急避難所、3. 人と車の避難と説明してきたと思います。まず、この説明間違ったどうか、お聞きします。イエスかノーかで答えてください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 番目の想定している災害の種類につきましては、災害の種類は地震による津波でございます。こどもさくら公園の周辺は、最大 3m の津波が想定されておりますので、その想定でございます。2 つ目の一時避難所ということでございます。嵩上げを予定しているこどもさくら公園の拡張部分、あるいは嵩上げ造成工事をしている他の高校跡地であったり、刈崎第二グラウンドにつきましても、災害時の一義的な利用目的といたしまして、緊急避難場所となると考えております。緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状態において、住民が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものでございまして、町中心部は、そのほとんどが津波浸水区域となっていることを踏まえまして、自然の高台や役場等を含めて、当座の危険性から逃れるために避難していただける場所は、多いに越したことがないというふうに考えております。土淵海峡や伝法川、

○9 番（福本耕太君）

長い、長い、聞いていることだけいうて。時間止めて。

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

答弁を続けてください。

○総務課長（濱口浩司君）

こちらの避難場所につきましては、一時避難所として、整備するものでござ

います。ただ一時避難所だけでも目的でもございません。その復旧とか、その他の災害にも対応できるものと考えております。

また、車と人間ですね、の避難所となります。車につきましては実際、地震等の避難におきましては、人間が歩いて逃げるということが基本であります。渋滞等とかの機能は、交通渋滞が起こりますので、基本的には人が歩いて逃げる、ということが基本となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

今までの説明の中で、高潮ってことは何度も言うてられました。地震も言われましたけど、高潮・地震の対策と言われたんですけど、今の説明、濱口課長の説明の中に高潮という言葉が入ってなかったんですけども。高潮は対象になってないんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

高潮につきましては、一時的避難の要素、いろんな要素があるんですけども、今回の避難場所としての要素としましては、津波が対象となっております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君

○9 番（福本耕太君）

今までね、いわゆる議会や住民に説明してきたという中身の中には、ちゃんと文字で高潮って入ってましたよ。どうしてそれを隠す必要があるんでしょう。ちゃんと、れっきとして文章の中に高潮、津波地震対策って、ね、書いてましたよね。なんで高潮わざわざ消すわけですか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

再質問にお答えいたします。

土庄町の地域防災計画の津波対策編の方に、一時避難場所の一覧がございます。そちらの方の要素の中にその種別によってですね、土砂であったり洪水であったりというところがあります。その中の種別で言いますと、津波が対象になるということでございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

公文書ね。予算が通ってから偽造するようなことしたらあかんわ。こういうことするから鈴木議員もね、住民や議会に対してきちんと説明がされてないと、理解されてないという話になるわけです。

この一時避難所を作るにあたって、議会に配られた文書の中には明確に高潮という言葉が入っておりました。予算が通った後に高潮を消してしまうということは、これはやってることがもう、そもそも嘘やということを示してると思いますね。で、本当はね、高潮って正直に言うんだと思ったんで、私、質問準備してきたんですけども、あえて申し上げます。事実として高潮っていう文書が議員にも配られてますし、住民にも説明されておりますのでね。

高潮はもともと台風とか、それから低気圧が原因で、起きる現象です。

で、気象庁とかですね、国土交通省のホームページを見ますと、高潮とは何かって書いてあるんですけども、高潮の台風とか低気圧が原因で起きるから、突然来るものではありません。それから、強風、強雨が伴うということが書かれてるのとあわせて、一度海水が流入すると長時間、水が抜けきれないというふうに書かれております。

つまり、高潮は天気予報でも、数日前から、到着時間、日時がある程度わかっている、長時間、避難できる環境が必要だということで、まず、これから作ろうとしている避難所っていうのはですね、屋外であるという点。それから、一時的な避難場所であるということが、高潮の防災に当てはまっていないと。これ、たぶん後からわかったことやから消したんだと思うんですけどね、町の方が。いうことは、はっきりわかってます。

高潮に対して避難所っていうのは、どういうところが必要かというのと、屋内なんですよね。建物、電気・水道・トイレ・エアコンが完備されている屋内に避難してください、ということになっております。

ほな、あえてお聞きしますけれども、高潮始めから書いていませんでしたか。どうですか。当初の説明会書いてませんでしたか。

それで、これ質問僕、町長に出してるんで、町長が答えてください。どの文書にも高潮という文章が入ってませんでしたか、お答えください。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

ちょっと確認してみますので今のところ、今現在では答弁できません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

では、お聞きしますけれども、高潮ということを中心に説明していたらばどうしますか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

当初ですね、高潮という説明があったかもしれませんが、この国庫補助については津波対策として補助取っておりますので、そのような方向で進めていきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

ということはね、あったかもしれませんがとおっしゃってるんですけど。それで予算の審議を行ってるんですよ。

委員会の中で、高潮で審議を行ってるのに、予算が通った後に、高潮から話を地震とかね、津波に切り替える。こんなことが許されるんでしょうか。民主主義の世界で。どう思いますか。説明があったかもしれませんが。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

ですから、確認してみてもわからないとわかりません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

非常に無責任な議論やってることは、よくわかったんですけど、もうちょっと時間もありますので、それではね、地震による津波で盛り土がどう関係してるのかということについて、科学的に検証したいと思います。

でね、まず、そこにある、とのたる館の向いの盛り土、それから、これから作ろうとしてるさくら公園、この盛り土は、それぞれ耐震構造はどうなっていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

再質問にお答えします。

そもそも耐震構造でやるべきものかどうかいうところの構造計算ですね、そこは行っておりませんので、耐震構造ではないです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

ね、地震のための高台や言うてんのに、耐震構造もやってないんですよ、計算もしてないんです。びっくりしますけどね。これ、本当はこんな興奮してやるつもりなかったんですけど、余りにもひどいんでね、ちょっと私も冷静になりますけど。

そしたらね、聞きますけど、地震による津波って今おっしゃったんですけど、どこで地震が発生した場合に、一時避難、緊急避難が必要なんでしょうか。

仮にね、南海トラフが来たとしても、国の発表でも、小豆島に津波が到達するまでの間にはかなりの時間があると思うんですよ。1 時間とか 2 時間半とかで、その間に盛り土に逃げるよりも私は普通だったら、津波が来るかもしれんのかから、こういう正式に、避難所に指定されているこの役場に住民を誘導するのが当たり前だと思いますし、とのたる館だって 2 階、3 階があります。で、協力すれば農協だって避難所貸してくれます。公民館もあります。

こういう公共施設があって、時間もすぐに 10 分 20 分争うようなものではない状況の中で、どうして一時避難所に、雨ざらしの一時避難所に、クーラーもそれから水道もトイレもないところに、住民を避難させよう誘導させようという発想になるんか説明してください。なんで、建物の中じゃ駄目なのか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

建物の中というのは、この土庄庁舎は防災拠点として、災害時には使わせていただきますので、住民の避難場所という部分は、それこそ一時避難としては使うんですけれども、防災の現場見たことないでしょうけれども、防災拠点にどれだけの人が入ってくるか、という部分もあります。

とのたる館につきましては、とのたる館の方は先日、6 月何日でした。3 日にとのたる館の利用方法として、地域住民の方向けに説明会を行っていただいております。その際には森議員もおられましたので、森議員の方に詳細の方をお聞きしたいと思います。というのも、私は現場に行けておりませんので、ただ報告としては、住民の方々たちは、納得していただいたという部分と、とのたる館というところは、前島と小豆島という部分は、防災の考え方として、別々に考えていかなければならないと思っております。

というもの、橋が 2 つしかありません。それも永代橋をたぶんかなり活用するという部分で、そのところで緊急車両、またその他の交通に対して、妨げになるような形になるので、土庄町の考え方としては、前島、それから小豆島と

というような別々の考え方で進めております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

まずね、ここが避難所として使えないという話です。そもそもこの庁舎造るときに、後ろの壁、見てください。これ突き抜けられるようになってるんですけど、ここに災害が起きたときに、住民の方がバーッと逃げてくることができるようという設計でこういう設計にしてるんですよ。

町長、その時は議員でおられたじゃないですか。ここ避難所なんですよ。これが動くのはもう全部多くのもうここに住民が逃げられるように、ここ設計してるんです。ここが避難所じゃなくて、防災の拠点になるから住民を追い出すという話は、もともとのこの庁舎の設計からしても、誰も納得しないと思いますよ、それは課長の皆さんも。

でね、お聞きしたいんですけど災害が津波が起きました。逃げなあかんというときに、町長はこの庁舎の鍵閉めるんですか。とのたる館鍵閉めるんですか。みんなが逃げようとしてるのに。雨ざらしの屋外の一時避難所に逃げてください、施設の中には入らんとってくださいと、鍵閉めて、そこから住民を追い出すんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほどの答弁の中で、福本議員すべて聞かれたかどうか分からないんですけども、防災の拠点として、この場を使わせていただきます。

ただ、一時避難としてはというふうに、私、付け加えてますので、何も住民を入れないということは、私の方は発言しておりません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

住民を入れないんですか。鍵開けてここに住民に入ってくださいと、一時避難所に行けって言わんじゃなくて、ここに皆さん来てください。エアコンも効いてるし、電気もある、水道もある、トイレもあるんだから、ここで安心して避難してくださいってことを言わないんですかって聞いてるんです。

○議長（濱野良一君）

岡野町長

○町長（岡野能之君）

はい。そのことにつきましては、現在、今、ハザードマップを作っている上

で、この近隣の土地をですね、整備がまだできてない部分もありますので、そのようなところで、先駆けて大部地区では、防災担当によるワークショップが開催されております。

また豊島地区では、地域おこし協力隊、香川大学長谷川教授による、防災まち歩きを開催しております。

そんなところで、この役場周辺におきましても、ハザードマップの更新に合わせ、どのような災害にはどのような避難をするか、というような防災まち歩き地図を作っていくように計画しております。

○議長（濱野良一君）

福本康太君。

○9 番（福本耕太君）

マップとかいう話と違って、私が聞いているのは、一時避難所を屋外に作ろうとしてるんだけど、目と鼻の先に、ちゃんと電気も通ってる、水道も通ってる、トイレもある施設があるじゃないですかと、ここで受け入れをしないんですか。なんでわざわざ屋外のわざと高く上げたところに住民を追いやるわけですか。ていうこと言ってるんです。その時にもし雨が降ってたらどうなるんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

いや、あのですね。委員会等でも説明したんですけれども、逃げ遅れた人の一時避難所としてというふうな言葉ずっと伝えております。

そのようなところで、先ほど申しましたように、全体的に周辺の住民の皆さま、個別にどのような避難方法をとるかということをやっていないと、それこそ聞き逃した方がいるというような形になって、私は、町の方から指導を受けていないと、そういうようなところに参加していないというような言葉が、後日、われわれの方に入ってくるようなことになってくると思いますので、丁寧ですね、ハザードマップ更新後に、そのような逃げ道地図の作成を行っていきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

その前のね、町長の発言の中で、ここにどれだけたくさんの人が押しかけてくると思ってるんですかって言われたんですよ。

で、もともとこの高台の避難所も、ここも、この湊崎土庄周辺地域に住んでる人たちがここへ逃げてくるんであって、大部とか大鐸でとか、そのほかの地

域の人たちは想定してないんですよ。ですよ、高台にしても。なんで大部やよその話が出てくるんですか。豊島の話が出てくる。

○議長（濱野良一君）

岡野町長

○町長（岡野能之君）

あのですね、土庄町全体で防災に対しての災害に対しての、逃げ道地図を作っていく段階で、大部から豊島から始めておりますということを伝えただけでございます。

ですから、そのあとにこの周辺地域のという部分と、一時避難という部分で逃げ遅れた方のということを申し上げております。

そのようなところで、それを理解していただいてしゃべっていただかないと。それとですね、先ほど総務課長があつたように、ああ、福本議員の発言があつたように、できるだけ遠くにとというようなところを促します。災害においては。それで逃げ遅れた方の避難場所としてというようなことで。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

逃げ遅れた人やったら、想定的にたくさんの人が来るわけじゃないんですよ。逃げ遅れた方を、ここの庁舎であるとか、建物の中に避難してもらったらいいじゃないですか。エアコンもあるし、今の時期とかね、暑い時期とかに、屋外で炎天下の中で、その盛り土の上に、要するに人数的にはある程度絞られるっていう話でしょ。だったら別に、ここで十分間に合うじゃないですか。何で炎天下の中にほうり出すわけですか。高台行ってくださいって話になるんですか。誰が聞いてもおかしいと思う。何でここじゃ駄目で、とのたる館じゃ駄目なの。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

できればですね、私どもの地域防災計画を1回、目を通してからしゃべっていただいた方がありがたいんですけれども。

○9 番（福本耕太君）

地域防災計画の中に、

○議長（濱野良一君）

順番に。冷静になりましょう。

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

地域防災計画の中に、もともと高台を造るっていう計画っていうのはなかったと思いますよ、ずっと。長い間の防災計画の中には。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

目を通していただいたらいいと思うんですけれども、公園の整備とか、そういうところで入ってます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

公園の整備もですけど、庁舎を建てるときに、この庁舎が避難所になるってのも入ってるはずですよ。そこの湊崎第2グラウンドの嵩上げ3m行いました。そこだって計画の中に入ってるわけです。

そういう意味では、いろんな施設が避難所として指定されてますよね、今。その指定してくる中で、防災計画というのはもうすでに入ってるんですよ。

そんなにたくさんの人が避難するわけじゃないっていうふうに今、町長おっしゃったけども実際どうなるかわからへんのだけども、だけどそれから考えても、町長がおっしゃった、ある程度の人数だったことから考えても、ね、どうして、この庁舎とか建物の方に避難したら駄目なのかって聞いているんですよ。そこを答えて欲しいんですよ。鍵は閉めっ放しにしとくんですか。開けて受け入れるんですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

申し訳ないです鍵の方ですね、開けておかないと、災害復旧活動もできませんので、それはもう、はい。

それでですね、第2グラウンドの話も出ましたが、これ恥ずかしながらわれわれの防災計画の中で、全然足りてない部分がありまして、ヘリの緊急ヘリポートとして扱うためにはどうするかとか、今はオリビアンと、東港が指定されております。そのところから防災拠点である、今の庁舎までの街路整備もできておりません。そういうところも踏まえて、それから自衛隊が入ってきた場合の宿营地、また簡易的に皆さまが寝泊まりするためのテントをどこに張るか。そのような部分も、すべてまだ計画を立てておりませんので、それを今から早急に計画立てていくようなところで、さくら公園を嵩を上げるのは、私は必要だと思っております。

またですね、公園の整備と、トイレの設置、それから公園の拡張という部分

で、この要鉄地域からは、防災に対する施設を造っていただきたい。それから老人クラブ、また学生からは、公園を拡張して欲しい。それから今、こどもさくら公園を利用している方々たちは、トイレを新しくして欲しい。その3つを兼ね備えて造ることが、公園を整備だけするよりも、トイレを単体でつくるよりも、土庄町の費用負担が少なくなるために、そのような方向で進めております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

あのね、土庄町の負担を減らすためにね、もうそこまで言うんやったらはっきり言いますけど、国をだましてね、補助金引っ張ってきて、土庄町の負担減らして公園広げてええんですか。私はそういうやり方は、行政のあり方として、邪道だと思いますよ。

きちんと科学的に、この防災計画が必要なのかどうかということを検証した上で、この役場に逃げてきたらあかんのか、ほかに逃げる場所がないんか、もっと安全な場所は。そういうことを検証した上でね、ないんだったらね、そこを造らなあかんって話なんだけど、野ざらしの高台よりもね、建物なんかあるじゃないですかいっぱい。そこに逃げてくださってという防災拠点ちゃんとできてるにもかかわらず、わざわざ防災をひっつけて、国から金引っ張ろうというやり方は、私はこれ大問題だと思いますよ。今そういうことを町長おっしゃったんですよ。

それとね、さっきもう1点、ちょっとね、さっき自衛隊の話とかされましたけどね、ヘリとかの話。一時避難所でしょ、緊急時の避難所でしょ。自衛隊とかね、それから緊急ヘリとかっていうのは、一時避難の後の話ですよ。ね、今造ろうとしてんのは一時避難所なんですよ。私が言うてんのは、一時避難って書いてあるがな、ずっと書いてありますやん。一時避難をここでしたらいいじゃないですか。エアコン効いてる部屋で安心して避難していただいたらいいじゃないですか。とのたる館だって鍵を開けたらいいんじゃないですか。土庄公民館だって、いわゆるこの周辺全体の中でいうと高い建物あるじゃないですか。エアコンも効いてる食べ物もある。ね、そういうところに避難していただければ、外で野ざらしで避難するよりも安心していただけるんだから、その道筋を書いてあるガイドラインをきちっと作って、住民の方に知らせていく方が、野ざらしの高台を造るよりもよっぽど科学的な災害対策になるんじゃないですかっていう話をしてるわけですよ。

で、地元の方から要望があったと言われますけど、前、高潮災害があったときに、ここにはね、防災拠点なかったわけなんですよ。だからここを嵩上げし

て、ほんで庁舎造るときにも防災拠点に指定したわけじゃないですか。住民の方から出ている避難所って、避難所の要望っていうのは、もうすでにこの何十年の間で着々と準備が進められてきてるんですよ。

そのことから、そのことと比較してもね、今のね、嵩上げてっていうのは、全く防災のね、ぼの字も引つかからない。私は、防災と引っかけ、国から金引っ張ろうというやり方は、公園つくるための、お金を国から出してもらうというやり方っていうのは、町長あなた自身の首を絞めると思います。

だから私はやめるべきじゃないかと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

国に対してだましたとか、そういうのつもり一切ございません。現在、必ず起こるであろう南海トラフ地震、その地震による津波に対する防災対策として、われわれは申請しているわけであって、国をだましたというつもりは一切ございません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

あの、今ね、さっき言われたじゃないですか、土庄町のお金だけ使ってやったらものすごくかかるから、国に補助してもらってやろうと思うとんやと。

それが本音ですよ。それ言うたらあかんと思うよ、私は。それを議会で町長が平気で言うというのは、県やら国を馬鹿にしてることだと思いますよ。ほんまに災害拠点が必要なんだったら、国もきちっと説明して県にも説明して、必要なことを高潮隠すとかこんなことをせずね、訴えたら、県とかはきちんと答えてもらうと思いますけど。今、みたいなお金を引っ張ってくるために、防災を引っかけ、議案を出して補助金をついていうようなやり方したら、私は土庄町の、本当に汚点になるということで、最後に、次の質問もあるんで閉めたいと思うんですけども、これね、造ったらね、造ったはいいけども、ほんまに災害が起きたときには、狼少年じゃないですけど、そこには誰も逃げないですよ、町長言われたように鍵開けてるんやから、みんな役場に来ますよ。とのたる館に来ますよ。

ね、僕、1点だけお聞きしますが、もしそういう災害が起きたときに、町長やったら、この役場の建物に逃げるか、野ざらしの高台に逃げるかどっちに逃げます。僕やったらこっちに逃げます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すみません。福本議員の質問と答弁ちょっとずれますけれども、これ何度も申しますが、国の部分に関しては、先ほど申したとおりです。

それで利活用できるというのであれば、その他の機能を兼ね備えていくという部分で進めております。

それと私の逃げ方というよりも、そのために、個別に逃げ道マップを作っていくというところです。

体の状況、それから年齢、性別、いろいろ体力的な部分、どのような形で逃げ道を作っていくかというところを、それでワークショップを開催したところ、皆さん、自分が住んでいる土地がどういうところだったかというところを改めて感じたというような声もいただいております。

○議長（濱野良一君）

町長、簡潔にお願いします。

○町長（岡野能之君）

はい。私はですからその地図を作るように進めております。ですから、私がどう逃げるとかいう部分は、私は逃げられません。ここにいますから。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

野ざらしのところに避難するか、建物の中に避難するかどちらですか、ということ聞いてるんです。普通の人だったらね。そういう建物を今までも準備してきてるんですからね。

次の質問もありますんで、最後にあんまり答弁結構です。これはやめるべきやと思います。誰もそこには逃げませんし、こんなことをつくったという、負の歴史が残ってしまうんで私は、町長自身のためにもならないというふうに思いますので、中止をすべきだということを強く訴えたいと思います。

では、時間ありますので次の質問に入りたいと思います。

昨今、経済的な理由からですね、個人や業者を問わずですね、固定資産税の減免を求める声が高まっております。

それ以前にですね、今、土庄町ではですね、減免それから欠損処理等がこれまでも行われてきたと私は認識してるんですけれども、どういう基準で、欠損処理とか減免とかを行っているのかをお聞きしたいと思います。

まず、法の下での平等で、住民によって、この人は減免してあげますというこの基準を明確にお示しいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

税務課長 三枝恵吾君。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

欠損処理の理由は、個人、法人ともに、地方税法第 15 条の 7 及び第 18 条第 1 項による、消滅時効期間が経過したことなどが理由となりますが、消滅時効等に至った事由としては、滞納処分をすることができる財産がない、滞納者または法人の所在及び財産が不明、相続人が不存在、またはすべての相続人が相続を放棄、などといった事由がございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

今説明された基準に満たさない条件的に満たしてない方に対する、欠損、欠損というですね、時効消滅っていうのはこれまで土庄町の中にありましたでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

税務課としましては、あくまでも国税徴収法、地方税法に基づき執行しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

では具体的に、固定資産税が減免される条件としてお聞きしたいと思います。自己破産を行った人がいます。この人が自己破産を行ったという条件をもとに、固定資産税というのは、払わなくてよくなるのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

一般論として申し上げますと、破産した場合でも、税金は免責とはなりません。ただし、滞納処分をすることができる財産が残っていない場合、税金以外にも多額の負債がある場合には、徴収できる税金は限られることになります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

では、企業の場合、会社が倒産して責任者がいる場合、明確に責任者がいる

場合において、その責任者に対して、会社が倒産しても、固定資産税は発生すると思うんですけども、その請求っていうのは行うのでしょうか。それとも請求そのものを行わないのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えします。

繰り返しますが、あくまでも国税徴収法、地方税法に基づき執行いたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

個人の場合についてはですね、請求を行って、そこに個人がいる場合は取り立てを行っていると思います。私も住民の方とのつながりがありますので、お聞きしています。

企業に関しては、責任者が見つからないといった場合についてですね。名前はあるんだけど、どこにいるかわからないといった場合に、請求をしていないという、請求してるかもしれないですけど、税金を集めることができないといった場合が起こってるということも聞いてますけれども、そういう場合について、この個人と、それから責任者がいなくなった企業との場合の一致点、個人には請求するけども、企業に関しては、請求、取り立てをしないというような状況ということはあるのかどうか、やってるということではなくて、そういうことがありえるのかどうか。また、個人が存在してるけども払えんって言ったら、払わなくて済むのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えします。

個別の事案について、詳細がわからない状態ではお答えできかねます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

じゃあ具体的にお伺いしますけれども、自己破産を行いました。生活費はもうぎりぎりです。だけど固定資産を持っています。生活切り詰めて生活保護を受けながら生活を切り詰めて、固定資産税を払っている人に対して、町はどう

いう態度をとるのか説明をお願いします。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えいたします。少々お待ちください。失礼しました。

経済的な理由などにより、納税に対する不安がある方がいらっしゃることは存じ上げております。固定資産税の減免事由に該当すれば、減免の対象となりますが、それ以外の例えば、長期の病気、事業の休廃止などの理由により、納期どおりに町税等を納められないときは、税務課に納税相談いただければと思います。

その他、一定の要件に該当し、町税等を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、納税を猶予する制度もございます。税務課までご相談いただければと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

具体的に聞いてるんですけど自己破産して、生活保護を受けてる人に対して土庄町ってのは固定資産税の請求を行ってると思います。

これは固定資産税というのは、自己破産する前、生活保護を受ける前の借金になりますから、法律で本来は生活保護費から、それを払ってはいけないというふうな法律になってるはずですけども、町は請求を行っています。

中にはそれを払ってる人もいるんですけども、払ってる人払ってへん人が、存在するというのが現実の社会です。こういう場合に対して、町としては生活保護を受けてる人に対してどういうふうなことを述べるのか。固定資産税に対して。ただ単に一方的に払ってくださいというて公正をかけるのか。答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられたことにつきましては、個別の事案でございますので、詳細が把握できない以上、お答えできかねます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

許可してません。

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

いや個別の事案っていうんですけど、具体的なこと言ってるんで、同じ人に対してね、同じ条件にある人に対して、基準があるわけですよね。その基準が、今の話だったら曖昧になるんですよ。

時間もありますからあれなんですけど、今、土庄町に家を持ってる人、お父さんお母さんが家を持ってて、もう島外に出てる人がですね、家の固定資産税だけをずっと払い続けている状態になってると、かなりこれは厳しいという声なんかもお聞きしております。

そういう意味ではですね現状把握した上で、きちんとですね、減免制度なんかの制度をきちっと作っていくということをしなければ、対処がし切れないと、払いきれないという問題が出てくると思うんです。人それぞれに事情が違いうと思うんですけど、ここできちんとした、やっぱり道筋をつけておかないことには、住民さんが言うてきたときに、同じ条件やのにあの人が認められた、うちは認められへんというようなことがあったんでは、個別のケースは言えませんがっていうんでは、ちょっとこれではとおらないと思うんですよね。ですのでもっと住民にわかりやすく明確に、その基準というのを設けていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

税務課といたしましては、失礼しました。

福本議員の再質問にお答えします。

税務課といたしましては、法の正しい理解と、公正な納税の推進に一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

だから、納税の公平性を担保するために、具体的に住民が誰でもわかるような基準を明確に示してくださいということ言ってるんで。それをこれからつくって欲しいと、みんな困ってるわけですからね。

ただ今の話で、今の答弁だったら、うちの方では情報持ってるけど住民には出しませんよと。うちの考え1つで何とでもなりますよというふうにとらえても仕方がないんで、困ってる住民さんに寄り添う立場から、こうこうこういう状況の場合には減免制度がありますよというのをきちんとやっぱり示していく必要があると思うんです。

税務課単独で考えたら、税金を徴収する方になるので、難しいと思うんですけど、町の施政の姿勢としてあり方として、きちんと町長が旗を振って、困っ

てる住民さんに寄り添う形で進めていく必要があるということを訴えたいと思います。

あと最後ちょっと時間がありますので、先ほどの高潮のがあったかなかったかっていう話について、きちんと文書で出していただくように求めまして私の質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 3、議案第 1 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 2 号 令和 7 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 3 号 工事請負契約書の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 4 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 7、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。配布しておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 8、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 7 年 6 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 2 時 15 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（ 濱 野 良 一 ）

同 議員（ 小 川 務 ）

同 議員（ 井 藤 茂 信 ）